

一関地区広域行政組合議会会議録

令和5年3月23日招集
第52回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び開議宣言	8
会議録署名議員の指名（猪股晃君・門馬功君）	8
会期の決定	8
施策の推進方針の表明	8
一般質問	11
☆ 岩 渕 典 仁 君	11
1 新最終処分場について伺う	
(1) 『新最終処分場』建設候補地の変更を求める署名に対する対応決定のプロセスについて伺う	
(2) 説明会の概要と今後の対応について伺う	
・ 土地所有者説明会	
・ 候補地周辺自治会説明会	
・ 住民説明会	
(3) 埋立期間終了後の管理方法と利活用について伺う	
(4) 施設整備を進める上での課題について伺う	
(5) 地域住民の合意形成の方法について伺う	
☆ 沼 倉 憲 二 君	23
1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備計画について伺う	
(1) プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、焼却対象量の減量や人口減少、ごみの分別の推進等により、計画している新処理施設や最終処分場の事業規模や事業費を見直しし計画を変更するのかについて伺う	
(2) 新たなマテリアルリサイクル推進施設（新リサイクル施設）の全体の計画はどのようなものか。これにより現在の施設の稼働はどのようになるのかについて伺う	
(3) 施策の推進方針の中で、最終処分場建設候補地周辺の住民や地権者に対して、事業に協力いただけるよう、丁寧な説明に努めていくと述べているが、具体的内容と生活環境影響調査等一連の手順との関係について伺う	
2 第8期介護保険事業計画の進捗状況と第9期介護保険事業計画の策定方針について伺う	
(1) 第8期介護保険事業計画は、当初計画と期間中の変更の内容はどのようになっているのかについて伺う	
(2) 第8期計画を踏まえて、第9期計画の策定方針と事業内容をどのように想定しているのかについて伺う	
☆ 齋 藤 禎 弘 君	34
1 介護保険事業について伺う	
高齢者の増加とともに介護を必要とする方が増え、介護保険制度は住民の暮らしになくてはならない事業となっており、さらなる充実が求められている	

- (1) 介護保険料の滞納状況と差押処分の状況について、近年の動向と合わせて伺う
- (2) 特別養護老人ホームの入所待機者数の状況と、近年の動向を合わせて伺う
- (3) 第8期介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備状況について伺う
- (4) 第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画の検討状況について伺う
- (5) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の見込みについて、現在の検討状況を伺う
- (6) 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の未然防止に、施設内において定期的な利用者と職員の頻回検査を実施すべきと考えるがいかがか
- (7) 令和4年10月からの処遇改善の実施状況について伺う

☆ 千葉信吉君……………47

1 新たな一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備について伺う

- (1) 一般廃棄物処理施設候補地について伺う
 - ・ 国道284号の交通量と取付道路の課題、安全確保対策について伺う
 - ・ 国道284号の事故渋滞時などの対策について伺う
 - ・ 取付道路の勾配と冬季対策について伺う
 - ・ 施設整備に当たって、一関市と連携を図る必要があると考えるがいかがか
- (2) 一般廃棄物最終処分場候補地について伺う
 - ・ 現在の一般廃棄物最終処分場における大雨等による被害等の状況について伺う
 - ・ 現在の処分場と新施設の安全性の違いについて伺う
 - ・ 食・住等への安全性について伺う
 - ・ 施設整備に当たり、住民の意見・要望等を反映した整備が必要と考えるがいかがか

2 火葬場の施設整備について伺う

- (1) バリアフリー化の状況と今後の整備、進捗状況について伺う
- (2) 休憩室の現状と施設利用に当たっての利用者からの意見・要望について伺う
- (3) 高齢化社会など社会の変化に合わせた休憩室等の整備が必要と考えるがいかがか

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について……………55

議案第2号 一関地区広域行政組合個人情報保護等に関する条例の制定について……………55

議案第3号 一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………58

議案第4号 令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）……………61

議案第5号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………62

議案第6号 令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………62

発委第1号 一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について……………74

第52回定例会日程表

令和5年3月23日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	3月23日	木	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について		議決不要
議案第 2号	一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
議案第 3号	一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月23日	原案可決
議案第 4号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）	3月23日	原案可決
議案第 5号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月23日	原案可決
議案第 6号	令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月23日	原案可決
発委第 1号	一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	3月23日	原案可決

受理した議案

- 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について
- 議案第2号 一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例の制定について
- 議案第3号 一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第6号 令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

受理した発議案

- 発委第1号 一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策の推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	報告第 1号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について
日程第 6	議案第 2号	一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 3号	一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第 5号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 10	議案第 6号	令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 11	発委第 1号	一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和5年3月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和5年2月13日
告示番号 第3号
招集日時 令和5年3月23日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1番	稲葉正君	3番	岩淵典仁君	4番	齋藤禎弘君
5番	菅原行奈君	6番	猪股晃君	7番	千葉信吉君
8番	那須勇君	9番	岩淵優君	10番	門馬功君
11番	佐々木久助君	12番	小野寺道雄君	13番	沼倉憲二君
14番	佐藤敬一郎君	15番	千葉大作君	16番	武田ユキ子君
17番	真籠光幸君	18番	千田恭平君		

欠席議員（1名）

2番 千葉栄生君

職務のため出席した職員

議会事務局長	八重樫裕之	議会事務局次長	細川了子
議会事務局議事係長	栃澤嘉幸		

説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	佐藤正幸君
介護保険担当参事	鈴木伸一君	環境衛生担当参事	佐藤和浩君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	菅原彰君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	猪股浩子君
広域行政組合事務局次長兼 兼総務管理課長	吉田健君	兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂谷敏志君
介護福祉主幹	穂積千恵子君	環境衛生主幹	千葉光祉君
会計管理者	中村由美子君	監査委員	及川弘人君
監査委員事務局	千葉由紀君		

議事日程 別紙のとおり
会議に付した事件 議事日程に同じ

第52回広域行政組合議会定例会

令和5年3月23日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達していますので、令和5年2月13日一関地区広域行政組合告示第3号をもって招集の、第52回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

千葉栄生君から本日の会議に欠席の旨、届出がありました。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案6件、委員会発議1件を受理しました。

次に、管理者から令和5年度当初予算提案に当たり、令和5年度施策の推進方針の表明の申出がありました。

次に、岩渕典仁君ほか4名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

なお、千葉栄生君より質問通告取り下げの申出がありましたので、発言順番3番を欠番といたします。

次に、岩渕優君ほか2名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書1件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

6 番 猪 股 晃 君

10 番 門 馬 功 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から令和5年度施策の推進方針の表明の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第52回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和5年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところであります。

今後、人口減少と少子高齢化がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおります、一つにはエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と申し上げます。もう一つにはマテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と申し上げます。そして、一般廃棄物最終処分場、こちらは新最終処分場と申し上げます。この整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところであります。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを回収して発電に利用する設備を整え、さらに、太陽光など再生可能エネルギーの導入などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

新処理施設及び新最終処分場については、令和4年3月に処理方式や施設規模などを取りまとめた施設整備基本計画を策定したことを受け、具体的な事業範囲などの検討を進めてきたほか、新処理施設敷地内への併設を見込んでいる新リサイクル施設の施設整備計画の策定について検討を進めているところであります。

令和5年度は、新処理施設及び新リサイクル施設については事業者選定の手続を進めるほか、令和3年度から継続して実施している環境影響評価の取りまとめや、事業用地の測量、不動産鑑定評価を行い、用地取得を行いたいと考えております。

また、新最終処分場は生活環境影響調査を実施するほか、実施設計や事業用地の測量、不動産鑑定評価を予定しております。

これらの事業の実施に当たっては、これまでと同様に住民説明会や建設候補地周辺自治会説明会などを開催し、住民の皆様の理解を求めながら進めてまいります。

建設候補地周辺にお住まいの皆様や地権者の皆様には、事業に御協力いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活と関わりが深い業務であります。

現在の施設については、排気ガスや放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

不燃ごみの埋立てをしてきた花泉清掃センターについては、埋立容量の上限に達したため、令和4年7月に埋立てを終了しました。今後は、廃止に向けての施設管理を国の基準にのっとり行ってまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により適切な管理を行うとともに、環境測定を定期的実施し、今後も住民の皆様のお安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取組の一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取組が不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、住民の皆様をはじめ企業や事業所の御協力をいただきながら、資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型化家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理による管理を継続し、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。今後も住民の皆様のご理解と御協力をいただきながら、介護保険の仕組みや適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和4年12月末現在で38.1%と前年同期に比べまして0.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでおります。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者の増加に対応した支援策の整備がさらに必要であること、介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところであります。

令和5年度が計画期間の最終年度となる第8期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を進めているところであります。

令和5年度は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画を要介護の認定者数などを的確に見込み、介護及び介護予防サービスの利用状況、施設整備の状況を勘案して策定してまいります。

介護保険事業は、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた持続可能な事業運営が求められているところです。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう構成市町と連携し、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、住民が日々の暮らしをともに支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤となる施設整備につきましては、早期に入所が必要な待機者の対応や居宅サービスの充実に向け、岩手県や構成市町と連携して取り組んでまいります。

また、人権を守り、人を大切にする質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、事業所に対し助言指導を継続してまいります。

以上、令和5年度の施策の方針を申し上げます。

新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備、最終年度となる第8期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は、いずれも住民生活に直接関係する極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者として、組合、一関市及び平泉町が一体となり、効果的、効率的な組合運営を行い、地域のよりよい暮らしを目指してまいりたいと考えております。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和5年度の施策の推進方針といたします。

議長（千田恭平君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問に当たっては答弁時間を考慮され、質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないよう、併せて願います。

岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） おはようございます。

3番、岩渕典仁です。

第52回広域行政組合議会定例会に当たり、通告に基づき、新最終処分場について一般質問を行います。

令和4年9月26日、子ども達の未来と環境を守る会より管理者に対して、新最終処分場建設候補地の変更を求める署名、千厩字北ノ沢ではなくとして4,796筆の署名が提出されました。

署名は、北ノ沢に新最終処分場を建設することは地域の発展にプラスにならない、市内で建設場所が北ノ沢しかないことが到底納得できないとし、新最終処分場建設候補地としての千厩字北ノ沢の変更を求めますという内容でした。

それに対して、令和5年1月30日、管理者は、一関地区広域行政組合議会議員全員協議会、以下、全員協議会としますが、そこで新最終処分場に係る今後の対応について、今後も新最終処分場の建設候補地は千厩字北ノ沢ほかとすることを前提に事業を進めるとの説明がありました。

そこで、新最終処分場の建設候補地の変更を求める署名に対する対応の決定のプロセスについてお伺いいたします。

次に、一関地区広域行政組合では今後の進め方について、令和4年度に進めていた施設整備事業に関する進捗状況についてお知らせをするため、令和5年2月から土地所有者説明会、候補地周辺自治会説明会、住民説明会に順次説明会を開催するとの説明がありました。

そこで、住民説明会の参加状況、説明内容と出された意見や要望についてお伺いします。

また、説明会での意見や要望に対して、今後どのように対応していくのかをお伺いします。

さらに、同全員協議会では、最終処分場は危険な施設ではなく、かつてのような迷惑施設といった発想ではなく、新しい時代にふさわしいものとなるよう、緩衝緑地を活用した地域の交流の場や、将来的には埋立終了後の跡地活用も見込める施設と考えているとの説明がありました。

そこで、埋立終了期間後の廃止までの手続とその後の管理方法、跡地利用についてどのように考えているのかお伺いいたします。

最後に、同全員協議会では住民合意について、住民合意なるものの理念は進め方、つまり一つずつ、少しずつを重ねていく努力が大切であり、この点に意を配し進めていく取り組みの総体を

示すものと捉えているとの説明がありました。

そこで、住民説明会を終え、そしてその上を踏まえて施設整備をする上での課題をどう捉えているのか、また、地域住民との合意形成をどのようにして図っていくのかをお尋ねいたします。

以上で登壇での質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

まず、新最終処分場建設候補地の変更に係る署名への対応のプロセスはとのお尋ねについてであります。

まず、当組合の執行体制についてから申し上げたいと思います。

管理者、副管理者をそれぞれ置き、さらに事務局を置いて、事務局長以下必要な職員を配置し、組合として処理すべき事業、事務について執行しているわけですが、当然、重要な案件については管理者、副管理者において情報共有し、共通認識を図りながら協議の上、判断をしていくという流れになっております。

また、これらの協議につきましては、会議という形式を取る場合もあれば、そうではなく様々な任意の形式でなされる場合もあるところであります。

以下、本件についてのおおよその経過を時系列で申し上げますと、まず、令和4年9月26日に住民団体から新最終処分場建設候補地の変更を求める署名が提出されたことを受け、11月に新最終処分場に関する候補地選定の経過などを改めて説明するため、千厩地域で6回にわたる住民説明会を開催したところであります。

その後、12月2日に行われた組合議会の請願審査特別委員会には事務局長が、12月26日に行われた同特別委員会には管理者、副管理者が出席し、出席委員からの質疑に応じたところでございますが、この間、私どもにありましては、当局としての考え方を整理検討し、管理者、副管理者間において随時協議を重ねながら、当局としての方向性を整理してきたところであります。

その上で、本年1月16日に開催された組合議会臨時会において、候補地の変更を求める請願を不採択とする旨の組合議会の判断が示されたことを受け、臨時会終了後、私と副管理者が組合議会の正副議長を訪ね、署名に対する当局としての対応について、2月開催の住民説明会、この説明会での説明に先立ち、議会への説明を行いたい旨、申入れを行ったところであります。

本年1月30日に開催された組合議会議員全員協議会においては、署名に対する考え方を説明するに至ったところであります。

次に、本年2月に開催した説明会の概要についてであります。

新最終処分場に係る説明会は、2月5日に建設候補地周辺の土地所有者の方を対象とした土地所有者説明会、そして2月19日に千厩地区の駒場、木六、北ノ沢の自治会の範囲の方を対象とした建設候補地周辺自治会説明会を、そして2月20日、25日、26日にはどなたでも参加いただける住民説明会を4会場で開催したところであります。

なお、住民説明会においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の検討状況についても、併せて説明を行ったところであります。

参加人数については、土地所有者説明会は5人、建設候補地周辺自治会説明会は19人、住民説明会は4会場で延べ152人となりました。

説明会の内容については、新最終処分場整備の検討状況として事業範囲、取付道路、放流位置の案、そして今後の予定として、スケジュールの変更に伴い供用開始が1年遅れること、生活環境影響調査の概要などについて説明をしたところであります。

説明内容に対する質疑の主なものを申し上げますと、土地所有者説明会においては、千厩地域では反対の声があるようだが組合としては新最終処分場を千厩字北ノ沢ほかとして進める考え、これに変更はないかといった御質問があり、組合として建設候補地を変更する考えはない旨を改めてお答えをしたところであります。

また、建設候補地周辺自治会説明会では、新最終処分場が設置されることによる災害や健康への不安であるとか選定経過に対する質問、また、候補地の変更を求める意見など、これまでの説明会の場でもいただいた意見のほか、跡地利用をどうするのか、また、分別を徹底することにより最終処分場へ埋め立てる量が減らせるのではないかとといったような意見をいただきました。

住民説明会においては、多くは建設候補地周辺自治会説明会と同様に、災害や健康への不安、選定経過に対する質問、候補地の変更を求める意見などのほか、環境学習ができるようなものとすることで環境意識やごみ減量化の意識醸成につなげられるのではないかとといったような意見、また、現在使用している施設を見てもらうことで理解が進むのではないかとといったような意見もあったところであります。

次に、説明会での意見や要望への対応についてであります。疑問や不安の声については、一つ一つ丁寧にお答えをしながら理解を深めていただくことが必要と考えております。

具体的な取組の一つとして、新最終処分場候補地周辺の生活環境への影響を予測、分析し、その検討を対応するため、令和5年度に生活環境影響調査を実施する予定としております。

この調査は、廃棄物処理施設の設置に当たり、環境リスクに対する不安感や不信感の増大に対応し、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討するため、許可を要する全ての廃棄物処理施設について実施が義務づけられているものとなっております。

具体的な手順については、環境省が示している廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によると、まず調査事項の整理、調査対象地域の設定、現況把握、最終処分場の稼働時などの予測、影響の分析、調査書の作成という流れで進めることとなっていることから、それに準じた進め方を考えており、調査期間は1年程度と見込んでおります。

調査項目については、この指針において、主に大気質については埋立作業時の粉じん、運搬車両の通行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の量、また、騒音については埋立作業時、施設での水処理時、運搬車両の通行時の騒音レベル、また、振動については騒音と同様の状況下での振動レベル、また、悪臭については埋立地からの特定悪臭物質濃度、または臭気指数、水質については施設からの浸出水の放流時における生物化学的酸素要求量、いわゆるBOD、そして化学的酸素要求量、COD、そして全リン、全窒素、また、ダイオキシン類の量、浮遊物質、SSなどです。地下水については流れの状況などと示されておりますことから、これらを基に項目を設定することとしております。

調査の実施に当たっては、調査の趣旨や内容の案について令和5年度の前半に説明会を開催し意見を伺うほか、調査後には影響の分析や対応内容を取りまとめた調査書を作成し、令和6年度に説明会を開催して意見を伺うこととしております。この調査を実施し、生活環境への具体的な影響について説明することにより、地域住民の生活環境に関する不安の軽減につながり、施設整備に対する理解が深まることを期待しております。

また、現在、稼働している最終処分場の状況を実際に見ていただくことも理解を深めていただくための手段の一つと考えられることから、見学会なども行ってまいりたいと考えております。

今後についても、説明会など様々な機会を捉え、住民の皆様の不安の軽減に努めるとともに、施設整備に向けた様々な意見や要望を伺いながら、よりよい環境整備となるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、埋立期間終了後の管理方法についてであります。

一般廃棄物最終処分場の埋立終了後は、岩手県に対し埋立終了に伴う廃止手続を行うこととなります。

廃止の手続においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく省令により、一般廃棄物最終処分場の廃止に係る技術上の基準が定められております。

この基準の例として、浸出水、処理施設に集められた浸出水の水質について申し上げますと、浸出水の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度について3か月に1回以上計測し、いずれも基準値以下である状態が2年以上連続することが要件となっております。これらの基準に適合するまでの間は、浸出水、処理施設において適切に処理を継続することになります。

基準に適合する状態、例えば、浸出水であれば、ただいま申し上げましたような状態になった場合であります。それらの項目が満たされるような状態となった場合には、岩手県の確認を受けた後、最終処分場を廃止することが可能となり、廃止後においても設置が必要となる排水設備以外の設備を解体撤去することとなります。

次に、廃止後の跡地の利活用についてのお尋ねについてであります。新最終処分場の埋立期間は25年間と長期間になることを見込んでおり、廃止後の土地の活用策については将来の地域住民の方々の選択に委ねることとし、現時点において具体的な跡地利活用策は定めないほうがよいものと考えますことから、埋立終了時期を目安に周辺地域住民の要望や社会情勢を踏まえて検討することが望ましいのではないかと考えております。

次に、施設整備を進める上での課題は何かとお尋ねについてであります。

施設整備を進めるに当たっては、廃棄物処理の仕組みやこれまで進めてきた取り組みに対する正しい情報を知っていただくこと、そして、施設の安全性などに対する住民の不安の解消に努めることが大切であり、これらが課題であると捉えております。

正しい情報を知っていただくことで、理解が深まることにより安全な施設であることの理解が醸成され、これにより、かつての迷惑施設という捉え方ではなく地域振興の一助とするなど、新しい時代にふさわしいものとなるよう前向きに捉えていただけないかと考えております。

不安を100%解消することは難しいものと考えておりますが、住民の方が抱えている不安をお聞きし、不安を軽減できる対策はないか、不安を軽減できる情報を提供できないか、そのようなことを積み上げていくことが、一つずつ、少しずつではありますが、着実に住民理解につながっていくものと考えております。

そのため、説明会や組合広報の発行などを通じて、施設整備に対する理解を深めていただく取組をこれからも継続していくことが肝要であり、さらに工夫を重ねながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域住民との合意形成をどのようにしていくかとお尋ねについてであります。

このことについては、これまでの説明会などでも多く意見をいただいているところであります。

が、まず地域住民との合意という言葉を整理する必要があると考えております。

住民合意という言葉の定義は人によって一様ではなく、したがって、その概念は非常に難しいものと言え、住民とはどの範囲を言うのか、合意とは何をもって合意とするのかなど、住民合意という概念を構成する要素が多くあり、また、この要素は人それぞれの考え方や感じ方があり、全ての方が納得する正解、一つの答えというものはないということをこれまでの説明会などを通じて改めて感じたところであります。

また、合意形成ということについても、住民の皆様の多様な意見を適切に調整しながらまとめ、そのまとめた意見を全体の意向とし、その意向に基づき検討を進めることと捉えておりますが、この合意形成の手法というものにも同じことが言え、全ての方が納得する正解というものはないものと考えているところであります。

しかしながら、私には、一人でも多くの住民の方に理解していただき、事業を進める責務があるものと承知をしております。このような考えから、候補地の選定に当たっては、住民の皆様にきちんとした説明が行えるよう公平性、透明性のあるプロセスを重視してきたところであります。

昨年11月開催の住民説明会では、住民合意を軽んじている旨の意見があったところでありますが、そのようなことは全くなく、住民の皆様とともに進めてきたものであり、これまでもそのような説明を重ねてきたところであります。

私が考える住民合意の理念は、一つずつ、少しずつを重ねていく努力が大切であると考えており、この点に意を配して進めていく取組の総体を指すものと捉えており、これまでもそのような考えの下、候補地の選定作業を進めてきたところであります。

これまでに取り組んできた説明会での意見交換や組合広報紙で事業の進捗状況をその都度お知らせし、御意見をいただいていたプロセスそのものが真の協働のまちづくりであると捉えており、合意形成の在り方についてもそのような積み重ねの先に形づくられていくものと考えております。

そのようなことから、現段階では住民との合意形成の具体的な方法としてお示しできるものはありませんが、これまでどおり理解を深めていただくための説明を尽くしていくことが必要であろうと考えております。

今後も丁寧な説明や御意見をいただくといったプロセスを繰り返しながら進めていくことにより、その方法についても見いだしていければと考えております。

以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） それでは、順次再質問をしたいと思っております。

まずは、決定プロセスについて先ほど答弁いただきました。時間の系列というところは分かったのですが、先ほどの答弁の中では、会議形態があつたり任意のものがあるということでありましたけれども、一つは議会臨時会での不採択のものが大分判断の材料になっているような答弁をいただきましたけれども、最終決定、これは誰がいつというところが一番大事なのかと思うのですが、まずもって、誰がいつ、どのように決定したかという、任意でもいいですが、そのような会議形態のものがあるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど壇上から申しましたように、会議という形式を取るものもあれば、そうではなくて任意の方法により様々な形態の中で情報共有をし、課題の共通認識を図って方向性を少しずつ探っていくと、そういったことを繰り返してきた、そうしたようなこの期間であった

と思っております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） ぜひ、質問は誰がいつというところ、任意会議だということは分かりました。それが誰がいつ、どのようにというところだけをまず答弁、お願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 誰がということについては、先ほど壇上でも申しましたように、当組合の執行体制として管理者、副管理者を置き、さらに事務局を配置し、事務局長以下の必要な職員を配置していると、管理者、副管理者間においては随時必要な情報共有を行いということをお願いしたのが、それが誰がであります。

いつ、どのような方法でに關しても、随時様々な情報共有を行いながら、会議という形式、会議という形式ではなくということも申し上げました。それが誰がいつ、どのようにしてのお答えでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 決定プロセス、非常に重要だと思うのです。それは説明責任もありますし、いろいろな方々がそれは、例えば今回の最終処分場は25年、その後にモニタリングをやって2年で降もですと30年ぐらいのスパンの中でいろいろな事業だと思うのですが、私はそもそもその決定の中に、決定というか、今回の署名に關する判断でありますから、そのようなものには非常に重要だと思うのですが、それではそのようなものに関して我々議会はチェックをする、審議をするわけでありませけれども、議事録みたいなものとして残っているのかどうかをお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 議事録があるなしで言えば、会議という形式を取る場合には議事録というものは存在いたします。議事録といいますか、内部の会議でありますので、審議会のような定めのものではなくて、内部の記録、会議の資料でありますとか、その会議のてんまつ、日時、場所、そのようなものも記録したようなペーパー、文書はございます。ただ、それはあくまでも会議という形式を取った場合のものでありまして、当組合の場合には管理者、副管理者会議などがそれに該当いたします。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。そのようなものでは明確な議事録みたいなものはないということの答弁かと思えますけれども、そうしたら議論の中でこれだけ説明会をやりながら市民の方々の不安というのは常にあったというように私も説明会を聞いて感じましたけれども、その議論の中で、もしくは判断の中にそのようなものに関して、今回、変更を求める署名ではありましたがけれども、議会のほうは議会で議論を行って採決まで行っていますから、その議事録もあるし、判断は分かるのですけれども、その意見の中に賛成の立場とか反対の立場とかあると思えますけれども、その中にやはりもう一度立ち止まって考えることは必要なのではないかというような、そういった考えを持つ事務職員、もしくは管理者、副管理者という方はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 事務局職員の一人一人の考えまでを聴取したりといったことではなくて、あくまでも会議という形式を取った場合には、それぞれの立場から、それぞれの立ち位置から、それぞれの考えを披瀝するというものは会議でございます。

私どもの中で、もう一度立ち止まって云々という話がありました。様々な説明会での説明の内容、あるいはいただいた御意見、文書で頂戴したのものもありますし、そうしたような状況を見ながら、それぞれがそれぞれの頭の中で、心の中で逡巡しながら、いろいろなことを考えて一定の結論、一定の答えを見いだしていった、そうしたことは私ども内部、当局としてのこれは共同作業であると、このように思っております。

私どもとしては、そうして得た結論なり方向性なりを、二元代表制のもう一方であります組合議会に対して説明をしたいという申入れを行いまして説明をさせていただいた、それがいわゆる団体としての意思を形成していくプロセスであると、このように認識をしております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 状況について理解した部分と疑問な部分がありますけれども、せっかくの機会ですので、全員の事務局の方々に私もここで聞くのは時間ももったいないですので、青木副管理者のほうにも、ぜひこのプロセスの中で説明責任を一つお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、そのときの、例えばそれは任意の会議だということでもありますけれども、管理者と副管理者との話合いの中でどのような決定、判断を持ってそのようなプロセスを進んだのか、青木副管理者の立場からお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 青木副管理者。

副管理者（青木幸保君） あえて私から申し上げる部分ではないというには思いますけれども、いずれ最終的には管理者、副管理者の会議の中で議論させていただきながら、今回のことのみならず対応しているわけであります。そのような中で、先ほど管理者が答えられたとおり、その中で決定されてきたという内容でありますので、御理解を賜りたいというように思います。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 突然の質問でしたけれども、ありがとうございます。

青木副管理者のほうにも、この会の方々から直接お伺いをして思いを伝えたという話を聞いておりましたので、それについて管理者自体も、副管理者自体も思いがあったのかと思ってお尋ねをいたしました。

決定プロセスはぜひこれからでもいいですけれども、どのような、いつ誰がどのようにというところはやはり重要な公正文書としても残していくべきだと私は思いますので、この全員協議会での部分は決定した後に今後どうするかという説明はありましたけれども、やはりその辺が明確ではない部分があるかと思っておりますので、これについては引き続き我々も監視をしていきたいというように思っております。

次に、説明会の概要と今後の対応についてお尋ねいたしました。私は候補地周辺自治会説明会と住民説明会に参加させていただいて、そのときの発言であったり質問であったりというものを聞きました。そのときは管理者は欠席をされていて、石川副管理者が出席をされて、全員協議会での説明も最後に副管理者のほうから述べられているということは認識をいたしておりましたが、その結果については恐らく報告は随時管理者はしているということでもありますけれども、先ほどの内容については分かりましたけれども、所感として、署名に対して議会は不採択にした、それを踏まえて継続するということに関しての説明会に入ったものでありますけれども、それを聞いた所感として、管理者はその住民説明会の報告を聞いた所感をどのように感じられたかお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） その所感の部分についても、先般の議員全員協議会の場でその説明会で出された御意見一つ一つについての私たちの考え、組合当局としての考えを申し上げたところであります。それら個別のことをまた申し上げると時間もあれでしょうから、全体的な把握とすれば、様々な御意見があり、様々な疑問がありといったところは変わっていないというような気はいたしました。ただ、それは私ども個別なまた別な場でそうした方々のお話を聞いたことがあれば、また、別な形式でそうしたお話なり御質問を頂戴した場もありますので、その住民説明会でのてんまつを聞く以前の状態から、そのようなことについては承知をしておりましたので、その内容には変わらないといったところが一まとめにした所感といったことであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩淵典仁君。

3番（岩淵典仁君） 私も全く同じような所感を受けました。議会での議論もしましたし、判断をしたわけでありますけれども、それに対して全員協議会で管理者のほうから説明があつて、それを基に今後の進め方という話をされていましてけれども、やはり3月の基本計画ができる前の2月の説明会であつたり、そして11月の説明会と同じような住民の方々の様子、ましてや、どんどん若い方々、もしくは女性の方々が悲痛な思いを訴えているというところを私も感じましたので、そういった意味では、すごくこの部分に関する理解の進め方というのは、本当に慎重に進めていかなければいけないのではないかとというように私は感じました。

その中で、ちょっと細かいところで何点か説明会の中で質疑がありました。その中で、答弁として私はしっかりしていなかったところの中で、都市計画の中につくる云々の質疑もありました。それについては私も聞いているところがありましたけれども、さらに私も知らなかった建築基準法第51条に関する部分で、その中には、ごみの焼却その他政令で定める処理施設においては、新しいものであつたり増築はできないというような基準があるわけでありますけれども、そういったものにあるにもかかわらず、今回、都市計画区域内を候補地としていくということに関する質疑があつたのですけれども、これはきちんと答弁されていなかったと私は思うのですが、それについて、一部、副管理者のほうで説明された分もあるかと思ひますけれども、それについてお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 吉田総務管理課長。

総務管理課長（吉田健君） 建築基準法第51条に関しては、ごみ焼却施設ですとか、そういった都市施設に係る規定でございまして、最終処分場の分については対象にはならないというような解釈でございました。

議長（千田恭平君） 3番、岩淵典仁君。

3番（岩淵典仁君） 私もその文章を見るとそのように解釈もできるのですが、ただ、この部分も専門家の方々、建築の専門家の方々は、それらも含めて最終処分場自体はその部分に造ることができないというような判断をされていたということでその方は質疑をされていたのですけれども、ということは最終処分場は対象にならないということでよろしいということですね。同じことですね。分かりました。であれば、その答弁に関しての部分は質疑も行いましたので分かりました。

もう一方では、その都市計画の中には、これは通告していないので、もしかしたら難しいのかもしれませんが、一関市の都市計画マスタープランがあると思うのですけれども、都市計画区域内の中での考え方、これは一関市の行政になる部分があるかと思ひますので、それはそちらのほうで改定をすることになるのかと思ひますが、それについては一関市のほうで確認をしたいとい

うように思います。

それでは、次に、3番目の埋立期間終了後の管理方法と利活用についてお尋ねします。

これについては先ほど答弁の中にも説明会の中でどのようなところを考えているのかということがありましたけれども、これは先ほど答弁もありましたけれども、25年の埋立てをして最終処分場、今の最終処分場もどんどん延期をしていくこととなると、そのあとモニタリング2年、問題ないということを考えるとやはり30年とか、それぐらいのスパンで考えていかなければいけないのだということが分かりました。

その上でお尋ねいたしますけれども、現在の最終処分場3施設、花泉に関しては先ほど答弁があったように埋立てが終わるわけですが、一つは現在の最終処分場がどのように管理をし、利活用するかというものが、一つは住民に関する説明の一つになると思われますけれども、これに関してどのように今のところ、考えているのかをお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現在、組合が管理しております最終処分場の跡地利用ということのお尋ねでございますが、現在3か所ございます最終処分場のうち、埋立てを終了しております花泉清掃センターにつきましては、借地でありますことから、土地所有者と協議を行い植林をして返還するという事としてございます。

そのほかの舞川清掃センター及び東山清掃センターにつきましては、具体的な跡地利用策はまだ決まっていないところでございます。埋立終了時期を見ながら、こちら地域の方との話し合いを進めることとしてございます。ただ、舞川清掃センターでは埋立てが終了している1期分の跡地というのがございますが、ここにつきましてはグラウンドとして整備をされており、ゲートボール場などとして地域の方に活用されているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 跡地利用についてと利活用ありましたけれども、今回の最終処分場に関しては緑地帯の利用ということも説明会の中ではされていますし、それは一つの案に利活用の中の広域的な部分で言えばそこも含めたものだと思うのですが、そのような緑地帯の活用について現在のところ、どのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 緑地帯につきましては、緩衝緑地ということで住民説明会の中でもお話をさせていただいております。こちらにつきましても、地域の方との話し合いをしながら具体的な利用策を見つけていきたいということで、具体的に組合のほうから提示しているという状況ではございません。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 次の課題であったり地域住民の合意というところの中の一つとして、この緑地帯の活用の仕方というものがその施設に対する、管理者が言われる迷惑施設が迷惑施設ではないということの一つの基準になるかと思っておりますけれども、その辺についての議論というものが現在全くされていないということでもありますけれども、それは地域住民の方々とどのように今後進めていくということを計画されているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 緑地帯の活用につきましては、現在、その施設の内容について、先日の説明会でまずお話をさせていただいた状況であります。その内容が固まりましたらどのような利用

ができるかというところにはなってくるかと思えますけれども、その生活環境影響調査を今後やっていくというところで、どういう施設であればどのような影響が見込まれるか、そのような具体的な話も今後説明をさせていただく予定にさせていただきます。

そのような情報と合わせながら話合いの場を持てればというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） そこはセットの部分だというように思いますので、ぜひその後の利用の部分も含めて、まずは住民の方に知ってもらおうということが先ほどの答弁の中にありましたので、その現在の状況も含めた、30年、25年と言いますけれども、その後のことも含めたビジョンを出していけないと理解も進んでいけないと思えますし、私自身も40代後半になって、30年で70代後半になるわけでありますけれども、全くもってそのような責任ある世代として、やはりそこも含めた中で判断をしていきたいという若い世代たちもいらっしゃいますので、ぜひそういった部分の情報提供も引き続きお願いしたいというように思います。

次に、4番の施設に係る課題について、この4番と5番の住民合意、この部分が実はこの最終処分場を今後進めていくという方向性ではありますけれども、それを住民の方の理解が進む上で非常に重要なところだというように思いますけれども、管理者は我々の組合の全員協議会でもそうですし、説明会の中で副管理者が代弁をしながら、今も答弁いただきましたけれども、今までの危険な施設ではなく安全な施設であるということと迷惑施設ではないということではありますけれども、その管理者が言われている部分を、やはり前も一般質問で私は質問しましたけれども、言われていることがそうだと地域住民の方が思えるところまで、迷惑ではないというところにはいかなければこれは理解が進まないというように思うのですが、これはどのようにこの展開を説明でやっていくものなのか、もう少し展開をどのように進めていこうとしているのか、方法論についてお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 不安、あるいは心配、そうした廃棄物処理に関連する、最終処分場とはいえ、埋立地とはいえ、そのような御心配の声があると思えますので、そこに対しては、先ほど申しました生活環境影響調査というものがかなり具体的、かつ客観的な形でお示しできるものと考えております。

もう一方で、先ほど私は壇上からは、地域振興の一助となるような将来に向かってというようなお話をいたしました。そこはまさに今お尋ねの緩衝緑地の活用策でありますとか、あるいはまだ20年先、30年先のことでありますので、さらに技術的な進歩もあって、今出されている以上の跡地活用の先進的な例などこれから先出てくると思うのですが、そのような現時点での情報でありますとか、そうしたことをお示ししていくということは、不安に対する一つの対応策として生活環境影響調査がありますし、あとはもう一つは、地域振興の一助となるような新しい時代にふさわしいものというものに関しては、緩衝緑地の活用策でありますとか埋立地の跡地の活用策でありますとか、そうしたような二つの側面、こうしたことを説明会なども通じてお示ししていくことかと、このように考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 今の部分は、どちらかというところ危険な施設、安全な施設だというところの説明は科学的なエビデンスも含めながら説明していくということは分かるのですが、その迷

惑施設ではないということの説明というのは今の答弁でもいただけていないのかというように思いました。

迷惑かどうかというものの反対語というのは感謝であったり恩恵ある施設ということでありませけれども、先ほど私は緑地帯というのも一つの物差しになるのではないかとというところで質問しましたけれども、迷惑施設ではないので安心してくださいという、迷惑施設ではないということの理解はどのように説明をしていくのかというところはもう一度お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 迷惑施設なるものの定義、議員が安全であるとか、あるいは感謝というようなお話がございました。私が先ほどお答えをいたしましたのは、感謝というような文脈では私は決して思っていないのですが、一つは御心配なさるところに関しては生活環境影響調査というものが、先ほど壇上で申しましたとおり、大気質から臭気から振動ですとか騒音ですとか、いろいろな項目に従ってそれぞれ現地で実際に調査をして数字で明らかになって、どのような影響があるとか、リスクがないとか、そうしたところをきちんと説明をし、対策を講じていくわけですので、これ以上の客観的、具体的なものは無いと思います。それが迷惑施設であるかないかといったところの一つのお答えです。

もう一方で、先ほど議員は感謝という言葉を使いました。私は感謝というようなロジックはないのですけれども、一方で私が先ほど壇上で申しましたのは、地域振興の一助となるような新しい時代にふさわしいものというおりました。それは具体的な形とすれば、稼働期間中においても緩衝緑地の利活用策などがございますし、廃止後にあっても跡地の活用策といったものもあります。そうしたものは、そうしたものの一つとして捉えていただけるのではないかと考えております。以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 時間もないのであれですけれども、危険に対して安全ということの部分の定義語と迷惑施設である、迷惑に対する反対語としては感謝で恩恵する施設だということの意味で、迷惑施設ではないというのであればどのようなものがあるのですかと。地域振興の部分はそのとおりだと思います。地域振興であれば迷惑施設ではないと感じられると思いますので、その分について、まだまだエビデンスの説明をされていないと思いますので、ぜひ迷惑施設ではない、迷惑施設ではないというのではなく、こういう地域振興ができる、このような形になるというものが迷惑施設ではないということ以上に重要な部分だと思いますので、引き続きこの部分についての説明に関して考えていただければというように思います。

それと、その課題についてでありますけれども、住民合意にも関わる部分であります。ここは説明だけしますけれども、一関市の市長としては、市長はいつも女性の活躍であったり若者の活躍の分について訴えていて、人口減少を解決するということを訴えられています。そして、子供たちが笑顔を絶やさず、夢や希望を持ち、全ての市民がこの一関市に愛着と誇りを持ち、これからは住み続ける町を目指しているということが一関市の市長として、よく市議会などでも説明がありました。組合議会で置き換えても、そこは通じる部分があると思いますが、今回、その中で、千厩の中で地域の未来を考える青年の会の方々が、この請願を出された団体と同じような形で一生懸命自分たちの町のために、それは本当に責任ある世代、我々と同じ世代であります、30代から40代の世代の方々が中心に動いておりますけれども、自分たちの町をこのようにしたいという思いの中で、いろいろな形で説明会にも参加をし、場合によっては管理者、そして副管理者

のほうにいろいろな形で自分たちの思いを伝えている団体があるわけでありませう。

今、その団体の方々と私もいろいろな意見交換であったり、感じることをディスカッションする機会があるのですが、やはり請願不採択に関して、これは議会の不採択でありますけれども、それに関する残念な思いであったり、絶望的な思いであったり持たれていますし、それに対する管理者の判断に関しても、やはり同じような思いと、プラス私が一番気になっているのが、住み続けたい、自分たちの町に住み続けたい、もしくは住みたいと思えるような、そういったものまで意欲をなくしてしまったという方々も私のほうに相談に来る方がいらっしやいました。私はこの方々に対する、やはり管理者としての、私も議員としての説明責任を果たしていかなければいけないというように思っておりますけれども、管理者としては、やはりこういう若い世代の人たちにどのように今後とも、全体の説明会もいいですけども、やはりもう少しそのような方々とディスカッションする機会を設け、その方々に説明する機会を設けていくことが、住民合意であったり課題解決を解消することと思われまうけれども、今後のその進め方についてどのように考えているか、何か考えがあればお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 私、壇上では新しい時代にふさわしいものというような表現をいたしました。しからば、新しい時代にふさわしいといったものは、どのようなものがそれを分解していけばあるかと整理をしてみれば、一つには新しい技術であるとか、あるいは社会的な物事を進めていく上でのSDGsのような、そのような観念であるかと思ひます。つまり、テクノロジーの進歩と同時にいろいろな技術の可能性が深まっていく、高まっていくといったようなこと、そしてもう一方のほうは精神性、哲学性といったようなものかと思ひますけれども、例えば自治の在り方ありますとか、まちづくりの在り方、あるいはそうしたことにアプローチしていくための手法、そうしたものがだんだん深まっていって、いろいろな展開があるわけですね。私はその両方の意味で、新しい時代にふさわしいものとなるよといったことを言ったつもりであります。

つまり、技術的な革新性については、それは廃棄物の埋立処理といったところに即応して、様々なものがあります。それはそれで生活環境影響調査といったものでもって具体的に実証できていくと思ひています。

もう一方のほうであります。

先ほど議員のお話にあった若者活躍とか女性活躍など、そうでありますけれども、これからの時代の中でどういった方々が主軸となって、先頭に立って時代を切り開いていくかと、そうしたところに私は若者活躍、女性活躍が必要だと思ひています。そういったことのために一関市としてもやっておりますし、広域行政組合においてもそうしたような考え方の中で、施設整備であるとか、あるいは介護保険事務であるとか、そうしたようなことをやっていくことがふさわしいのではないかと思ひています。

ですので、今回、この最終処分場の件を機に地元の若い方々からいろいろなお話があつて、私も個別に話を聞いたことがございますけれども、そうした自分たちの地域に対する思いといったものを新たにして、一つの物事をなしていこうという取組自体は、これはありだと思ひています。

ただ、私、壇上からも申しましたけれども、これまでの経緯であるとか、あとはそうした正しい情報を知っていただくというような表現をいたしましたけれども、そうしたようなことへの理解、そうしたキャッチボールの中からまちづくりに対する、あるいは自治に対する自分たちの町をどうしていこうといったものが具現化していくのではないかと思ひておりますので、これは一つの

ステップとしながら、これは千厩地域のことだけに限らず、一関市全体として、あるいは一方の立場で申し上げれば、広域行政組合として行っております衛生事務であれ、あるいは介護保険事務であれ、そうしたような考え方、思想を持って臨みたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） なぜこのような質問をしたかという、説明会であつたりという部分はやはり事務局のほうが今までの過程、先ほど答弁もありましたけれども、過程であつたりエビデンスであつたりというものを説明して理解を正しくということはいいいのですが、やはり管理者も青木平泉町長の副管理者も政治家でありますので、ぜひその同じ広域行政組合の市民として、町民、住民として、ぜひそういう若い人たちの、同じ説明をするのではなくて、やはりキャッチボールというからには対話をしながらその思い、先ほど言った残念に思った、もしくは落ち込んでいる、もしくはこの町にいたくないと思うようなところまでいっている方々の声をいかに聞いてあげるか、そしてコミュニケーションをするかというものは、やはりこれは私は政治家がそういうことをやらなければ誰がやるのだと思うくらい寄り添わなければいけないというように思っていますので、時間もありませんけれども、ぜひ、そういった青年の会の方々と意見交換、それは副管理者も含めて場を設けていただいて、聞くだけでいいと私は思いました。私も聞くだけで、私も同じような説明をしたとしても、なかなか入っていかない部分もあります。それは地域住民の方々もそうであると思えますけれども、ぜひそのような進め方を今後もやはり管理者として、そして副管理者として進めていただきたいというように思います。

最後に、この最終処分場に関する議会としての、合議体としての決意に関して、私自身もいろいろな考えはありますけれども、合議体としての判断だと思えますし、それに対する管理者の判断もあるかと思えますが、やはり今後も大事なものは、去年のこの3月の議会でも附帯決議をしましたけれども、地域の意向を踏まえて、そして協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること、これは期間が限られてはいますけれども、その期間はありきではなくて、やはり理解を進めていくこと、そして、これからも住民説明を引き続き行って、十分に理解を得た上で進めていくというこの考え方を、その期間ありきではなく、それがまずあっての進め方にさせていただくことを望みます。これで終わりたいと思えますけれども、時間があるので、何かこれに関して答弁がもしあれば、ぜひお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 1分ですので一言で申し上げます。

認識は同じであります。

以上です。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問を終わります。

次に、沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 今3月議会に当たり一般質問いたします沼倉憲二です。

今議会は新年度の施策や予算を審議する重要な議会でありますことから、私は大きく2点について質問いたします。

まず、1点目はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備計画についてであ

ります。

新しいエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備計画が具体的に組み立てられようとしています。既に41年が経過し、老朽化が著しい一関清掃センターと23年が経過している大東清掃センターの一般廃棄物処理施設は、年々修繕費がかさみ、早急に新しい施設を整備しないと大変な事態を招きかねないと担当した職員からの説明がありました。施設の整備には二、三年かかることから、その取組は待ったなしではないかと考えます。

計画している弥栄字一ノ沢については地元の御理解をいただき、整備が計画どおり進もうとしている現状です。一方、最終処分場の整備も大きな事業計画となっていますが、計画している千厩字北ノ沢をめぐっては場所の変更を求める請願が出され、当組合議会の請願審査特別委員会での不採択、そして組合議会においても不採択となりました。

この請願審査について、採決が早すぎたとの声も聞かれますが、私ども組合議会は、大変難しい課題に手順を踏んで慎重な審査を行い、苦渋の選択により採択に至ったわけで、急いで結論を出したという思いは全くなく、早すぎたとの声は心外であります。

この一連の議会の流れを受けて、管理者は計画どおり進めたいと、そういう意向を表明し、新年度の予算が提案されています。

まず、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、焼却対象量の減少や人口減少、さらにはごみ分別の徹底等によって、計画している新処理施設や最終処分場の事業規模や事業費を見直し、計画を変更する必要があると思いますが、そのような事業計画について伺います。

次に、当初、計画になかった新たなマテリアルリサイクル推進施設、新リサイクル施設の全体の計画はどのようなものか、そして、これにより現在の2つの施設の稼働はどのようになるのかについて伺います。

また、施策の推進方針の中で、最終処分場建設候補地周辺の住民や地権者に対し、事業に協力いただけるよう丁寧な説明に努めていくと述べていますが、具体的な取組内容と生活環境影響調査等の一連の手順との関係について伺います。

2点目の大きな質問は、第8期介護保険事業計画の進捗状況と第9期介護保険事業計画の策定方針についてであります。

過般、令和4年の市内の在宅高齢者実態調査の結果が公表されました。それによると、65歳以上の高齢者は令和3年をピークに120人減少していますが、75歳以上の後期高齢者が104人増えているとの内容であります。

いよいよ団塊の世代が後期高齢者になり始めたことが要因のようですが、後期高齢者が増えることは介護保険の対象者が増えることにつながることであり、このような高齢者の動向を踏まえて、次の2点について伺います。

まず、令和3年から令和5年までの3か年の第8期介護保険事業計画は、当初の計画と期間中の事業の変更などの内容はどのようになっているかについて伺います。

次に、第8期計画を踏まえて、団塊の世代、昭和22年から昭和24年に生まれた世代が全員後期高齢者となる令和6年から令和8年までの第9期計画の策定方針と事業内容をどのように想定しているのか、今までと違った介護保険の対象者の急増が計画に大きく影響するのではないかと考え質問するものであります。

以上、大きく2点について、壇上からの質問といたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と答弁いたします。これと、新一般廃棄物最終処分場、こちらは新最終処分場と答弁いたします。これらの整備計画についてであります。

施設規模の考え方については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、市町村は、一般廃棄物処理基本計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬し、処分しなければならないとされております。

このことから、令和4年3月に策定した新処理施設の整備基本計画においては、管内における人口の推移から一般廃棄物の排出量と災害廃棄物の発生量を予測し、施設の稼働時に想定される1日当たりの処理量を106トンと見込んでおります。

一方、令和4年4月1日施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック資源循環促進法において、組合でこれまで分別収集し、資源化していた洗剤などのボトル類、また、菓子袋などの外装フィルムなどのプラスチック製容器包装のほか、現在、燃やせないごみとして処理をしておりますプラスチック製のハンガー、洗面器、ポリバケツ、また、燃やすごみとして処理をしているクリアファイルなどのプラスチック使用製品廃棄物についても、資源物としてリサイクルすることが求められております。

このため、一般廃棄物の排出量の見込みについては、新たに取り組むプラスチック使用製品廃棄物の資源化に伴う影響やごみ排出量の推移、整備スケジュールの見直しなどから、処理量がどのようになるか再度精査したいと考えており、施設の規模についても今後、施設に必要な設備、機能、能力や運営内容などの仕様を定める要求水準書を作成する段階において、施設規模の見直しまで必要があるかどうかも含めて精査したいと考えております。

以上の点につきましては、新最終処分場についても同様であります。

次に、マテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と答弁をいたします。この整備計画について申し上げます。

この施設は、現在、資源物や不燃物、粗大ごみなどの処理を行っております一関清掃センター、大東清掃センターの両施設の老朽化やプラスチック資源循環促進法の施行などを踏まえ、両施設を統合し、プラスチック資源循環促進法に対応した新たなリサイクル施設として、新処理施設と同一敷地内に併せて整備することとしたものであります。

現在、新リサイクル施設の整備に当たり、新リサイクル施設の規模や能力などについて、基本事項の考え方をまとめる施設整備基本計画の策定を進めております。

現在まとめている案については、新リサイクル施設の整備に当たっての基本方針として、安定性にすぐれた安全な施設とすること、また、環境に配慮した施設とすること、また、廃棄物を資源として活用できる施設とすること、そして、災害に強い施設とすること、経済性にすぐれた施設とすること、この5項目といたしました。

この方針につきましては、新処理施設と同じ考え方としているものでございます。

次に、処理の対象とするごみについてであります。新たな分別区分を検討しており、主なものとしては、プラスチック資源循環促進法に対応するため、これまで燃やせないごみとしていたプラスチック製のハンガー、洗面器などのプラスチック使用製品廃棄物を、現在、資源物として処理をしているプラスチック製容器包装と合わせて処理すること、また、同じく燃やせないごみ

としていた蛍光管やスプレー缶などについて、これは名称は検討中としてございますが、危険有害ごみの区分として燃やせないごみとは別に区分すること、そのほか、古着の区分を設け、燃やすごみとしていた古着を資源ごみとして回収し、リサイクルとすることで燃やすごみの減量を図ることなどを検討しております。

施設の規模としては、施設全体の年間処理量を3,990トン、稼働時間を日中の5時間とし、1日当たり21トンの処理量を見込んでおります。

公害防止基準については、法規制値の遵守を基本とし、技術的かつ合理的に可能な範囲で公害防止基準の上乗せをすることを検討しており、騒音、振動、悪臭の項目について、令和3年度から実施をしている環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの予測結果を踏まえ、対応を検討することとしております。

新リサイクル施設において処理のために使用した水については、新処理施設で循環再利用することで場外には出さない無放流とすることとしております。

環境保全計画では、周辺環境への影響を最小限とするため、騒音、振動対策、悪臭対策、排水対策、粉じん対策など、必要な対策を講じることとしております。

稼働開始の時期については、新処理施設と合わせ令和10年度末と見込んでおります。

なお、この概要については、2月に開催した住民説明会などで説明をしているところでございます。これらの案と検討中の項目については、今後、計画案として取りまとめ、改めて説明会などにおいてお知らせをし、住民の皆様から意見を伺うこととしております。

新リサイクル施設が稼働した後の一関清掃センターのリサイクルプラザ及び大東清掃センターの粗大ごみ処理施設については、廃止する予定としております。

次に、最終処分場建設候補地周辺の住民や地権者に対する今後の対応についてのお尋ねでございます。

施設整備を進めるに当たっては、廃棄物処理の仕組みやこれまで進めてきた取組に関する正しい情報を知っていただくこと、また、施設の安全性などに対する住民の不安の解消に努めることが大切であり、これが課題であるとも捉えております。

正しい情報を知っていただき、理解が深まることにより、安全な施設であり、かつての迷惑施設というような捉え方ではなく、地域振興の一助とするなど、新しい時代にふさわしいものとなるよう、前向きに捉えていただけるのではないかと考えております。

また、不安を100%解消するということは難しいものと捉えておりますが、住民の方が抱えている不安をお聞きし、不安を解消できる対策はないか、不安を軽減できる情報を提供できないか、このようなことを積み上げていくことが、一つずつ、少しずつではあります。着実に住民理解につながっていくものと考えております。

そのため、説明会や組合広報の発行などを通じ、施設整備に対する理解を深めていただく取組をこれからも継続していくことが肝要であり、さらに工夫を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

生活環境影響調査については、新最終処分場候補地周辺の生活環境への影響を予測、分析し、その対応を検討するために実施するものであります。

この調査は、廃棄物処理施設の設置に当たり、環境リスクに対する不安感や不信感の増大に対し、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討するため、許可を要する全ての廃棄物処理施設について実施が義務づけられているものであります。

具体的な手順については、環境省が示している廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によると、調査事項の整理、調査対象地域の設定、現況把握、影響の予測、影響の分析、調査書の作成という流れで進めることとなっておりますことから、これに準じた進め方を考えており、調査期間は1年程度と見込んでおります。

調査項目については、この指針において、主に大気質については埋立作業時における粉じん、運搬車両の通行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の量、騒音については埋立作業時、施設での水処理時、運搬車両の通行時の騒音レベル、そして振動については、騒音と同様の状況下での振動レベル、また、悪臭については埋立地からの特定悪臭物質濃度、または臭気指数、そして水質については施設からの浸出水の放流時における生物化学的酸素要求量、BOD、化学的酸素要求量、COD、全リン、全窒素、ダイオキシン類の量、浮遊物質、SSであり、地下水については流れの状況と示されておりますことから、これらを下に項目を設定することとしております。

調査の実施に当たりましては、調査の趣旨や内容の案について、令和5年度の前半に説明会を開催し意見を伺うほか、調査後には影響の分析や対応内容などを取りまとめた調査書を作成し、令和6年度に説明会を開催して意見を伺うこととしております。

次に、介護保険に関するお尋ねのうち、私からは第9期介護保険事業計画の部分についてお答えをいたします。

第9期介護保険事業計画については、実施期間を令和6年度から令和8年度までとしており、今後、要介護の認定者数などを的確に見込み、策定をしたいと考えております。

令和4年度には高齢者の実態を把握するため、管内住民の中から無作為抽出した65歳以上の高齢者5,000人を対象にした調査や、在宅介護の対象者の中から無作為に抽出した1,000人を対象にした介護に対する要望や実態を把握するための調査を実施し、現在取りまとめを行っております。

また、管内の法人に施設整備に関する希望などの調査を行っております。

これらの情報や介護保険運営協議会をはじめ、地域の皆様の御意見を踏まえ、国、県の方針などを適切に反映した上で策定を進めることとしております。

第8期計画では、構成市町が策定した人口ビジョンなどを基に令和22年度までの高齢者数や介護給付費を見込んでおり、第9期計画期間におきましても、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護及び要支援の認定者数は増加し、介護給付費についても増加するものと見込んでおります。

このことから、介護給付費の増額を抑えるためには、介護予防や重度化防止の取り組みによる要介護者の増加の抑制、つまり介護の必要のない元気な高齢者を増やす取組が重要であると捉えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、第8期介護保険事業計画についてでございますが、当該計画は令和3年度から令和5年度を計画期間とするものでございますが、期間中の事業計画の変更は行っていないところでございます。

令和3年度におけるサービス利用の当初見込みと利用実績についてでございますが、介護保険の保険給付費全体では、計画が153億3,768万2,000円に対しまして実績が150億361万5,000円となっており、計画に対します実績の割合は97.8%となっており、利用実績は計画の範囲内で推移しているところでございます。

そのうち居宅介護サービスは、介護サービス費と介護予防サービス費を合わせまして、計画が

62億3,692万円に対しまして実績が60億6,394万1,000円となっており、計画に対しまして実績の割合は97.2%でございます。

施設サービスは、計画が53億5,020万7,000円に対しまして実績が52億5,949万9,000円と計画に対しまして実績の割合は98.3%となっているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、順次再質問します。

この新一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備計画でありますけれども、今、人口減等によって減少するのではないかと話しましたけれども、これがないですね、既存の計画の中での事業費をどのぐらいと見込んでいるか、そして、この事業費についての一関市、平泉町の負担金はどのように見込んでいるのか、その中身について伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 昨年度の3月に策定いたしました一般廃棄物最終処分場整備基本計画の中でございますが、その中では事業費といたしましては36億9,700万円ほどと見込んでございます。

こちらは新最終処分場の第1期の工事分ということで概算を示したところでございます。

なお、平泉町の負担金につきましては、人口割の係数が変わる可能性もございますが、現時点の数字で申し上げますと、事業費の約6%程度になるのではないかとこのように見込んでいるところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） ただいま答弁いただきましたのは最終処分場だけの事業費、一般廃棄物のほうの事業費、両方でどのぐらいなのか、その辺、一関市と平泉町の負担金の視点からお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 失礼いたしました。

施設整備基本計画の中で最終処分場につきましては先ほど申し上げました金額でございますし、新処理施設につきましては97億9,400万円ほどを見込んでございますので、2つ合わせまして134億9,100万円程度というような形で計画でお示しをさせていただいております。

平泉町の負担金につきましては先ほど申し上げました6%程度というような見込みでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 130億円を超えるという大変大きな事業ですけれども、これは非常にこの負担金、一関市の財政計画ですと補助費等ということで令和7、8、9年度当たりが通常よりも増えていると、平泉町も同じだと思いますけれども、私は先ほど一般質問の中で、ごみの減量がどんどん対象ごみが減っていくのではないかと、人口も減っていますし、それからごみの分別も市民の皆さんが大分徹底していると、それからプラスチックはプラスチックで今度は焼かないで新リサイクルにするということで、ごみの焼却、それからそれに伴う最終処分場もかなり規模が縮小になるのではないかと、そういう視点から、この134億円ですか、これも大きな事業費の縮小になるのではないかと、思うのです。負担金が一関市、平泉町の財政計画に大変影響が大きいという視点から、その辺の見積りをしながら、縮小に合った事業費を早急に明確にする必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 規模につきましては、先ほど申し上げましたように、施設の整備の要求水準書などを作成する際に改めてそのプラスチック新法の対応がどの程度影響があるのか、また、人口減少につきましては一関市、平泉町のそれぞれの人口ビジョンで見込んである数字を基礎にして算定してございますので、人口は減少していくという前提での見込みの規模を出してございますので、その人口減少の分についてはそれほど大きな変動要素にはなっていないのかというような形では捉えてございます。

そのような法律等の関係で、減量化の取組、新たに古着の対応なども考えているということで答弁させていただいてございますが、それらの影響がどの程度になるかということについては、見直しの必要性も含めて改めて確認をさせていただきたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 現在、一関市、平泉町を足すと大体年間に2,000人ぐらい減っていると、これはもう大体の傾向でそういう状況だと思いますけれども、掛ける1人当たり何トンというごみを出している量が決まってくると、当然、結構まとまったごみの減少につながっていくのではないかと。したがって、やはり早急にそういうのを踏まえて事業費を出さないと、先ほど言ったように財政計画に影響すると、それが様々な事業の縮小、一般事業の縮小につながっていくことですので、これは早急に見込みを出して取り進める必要があるのではないかと思いますのです。

先ほど、管理者の施策の推進方針の中で、令和5年度に事業者の選定に入るという説明がありましたけれども、事業者を選定するに当たって事業規模とか事業費がないと選定には入れないのではないのでしょうか。その辺、非常に先ほどの施策の推進方針の中身と事業費が現実的なものをまだ作成していないというのは、そごがあるのではないかと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業費が確定する、固める時期というような御質問でございますが、まず新処理施設におきましては、先ほど管理者が答弁いたしました、事業者の公募を行うための仕様を取りまとめる要求水準書というものを作成いたしますが、その作成の段階において施設に係る事業費を算定する予定としてございます。

具体的な時期であります、令和5年度から要求水準書の作成を進める見込みでございますことから、要求水準書がまとまる令和6年度中頃を見込んでございます。最終的な事業費となりますと、令和7年度予算に計上させていただくということになりますが、その際は、新処理施設においては施設の施工と運営を一括で発注いたしますDBO方式というものを想定してございますので、一般的には20年程度の運営費を含めた全体事業費ということでお示しをすることになるというように考えてございます。

また、新最終処分場につきましては、令和5年度後半から実施設計を進め、令和6年度中に事業費を算定する予定というようなスケジュールとじているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） スケジュールの進み具合はそのような内容かと思っておりますけれども、いずれなかなかきちんとした事業費というのは簡単に出せないと思っておりますけれども、各方面に大きな影響を与えますので、ひとつ、早急な見込まれる事業費の積算をお願いしたいと思います。

先ほどの岩渕議員の質問にもありましたけれども、次に最終処分場をめぐっての緑地帯の整備のお話がありました。概要を聞いてみると、まだ具体的な内容は決まらないで、今後、地域と話

合いをするという話があったのですけれども、住民説明会には明らかに埋立地のエリア、緑地帯等のエリアということで場所等を図示をしながら計画を示しているわけです。したがって、まだ具体的ではないというお話ですけれども、この緑地帯整備のスケジュール、それから見込まれる事業費、要するに25年たってから整備するのか、それとも25年というか、片方がスタートすると同時にこの緑地帯も整備するのか、その辺のスケジュールについてお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 緑地帯のスケジュールでございますけれども、説明会ではエリアということで説明をさせていただいてございます。このエリアで緩衝緑地としての活用を検討していきたいということでの説明でございまして、その中身については今後、話合いをしながらということで説明をさせていただいてございますし、整備の時期については、埋立地につきましては埋立終了後になりますが、緑地帯につきましては最終処分場整備と併せて検討していける内容だというように考えてございますので、その辺のところについても話合いをしながら進めていけるのではないかと考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 今回の事業費は両方セットになって整備を進めますよという説明でございますので、この緑地帯が非常に地域の活用ができるというようなことで、これを期待して埋立てに賛成している方もいると。したがって、今のような緑地帯の具体的な内容は地域と相談するというようなことですが、現時点では何も決まっていないという捉え方でいいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明会の中では緩衝緑地、緑地帯というような話をさせていただいてございますが、いずれ地域振興の一助となるようなエリアにできたらいいなというような思いでございまして、具体的にこのようなものというような形でお示ししている状況ではないということでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） いずれ、緑地帯は埋立地の整備と同時に整備も進めますよという捉え方をしたわけですが、いずれそういうのができるから今回まずやむを得ないというか、賛成するのだという方もいらっしゃると思うのです。そういう点では、緑地帯の中身についても、やはりもう少し具体的に取り組む必要があると思います。

それから、もう一つ、北ノ沢に整備するに当たって、関連して道路整備等を予定しているかどうか、その辺、お伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでの説明会の中でいろいろ地域からのお話とかということはございますが、広域行政組合といたしましては最終処分場の整備並びにそれに係る取付道路というような部分になりますので、地域からの御意見については一関市なりに、このような意見があったということでお伝えをするというような形になるかというように思っております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 私はいろいろこの問題について現地を確認しながら臨んでいるのですけれども、既存の最終処分場の整備が3か所あるのですけれども、見て回ると明確に大変な附帯事業をやったというような場所はないみたいなのです。私が何を言いたいかというと、この北ノ沢に整備するがゆえに新たな住民負担が生じているのではないかと、今言った緑地帯の整備、あるいは

一関市のほうに道路の整備も考えられるようなお話ですけれども、そういう北ノ沢に予定したがゆえに住民負担、附帯事業が生じてその負担が増えるのではないかと、そういう視点で今回見ていますけれども、そのようなことはないでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設整備に伴いまして、新たに負担をする部分が生じないかということがありますが、これまでもお話をしておりますが、いずれ最終処分場につきましても、どのような施設であればよいか、それがどこであればよいかというような視点で候補地の絞り込みを行ってきた、その結果として北ノ沢というような候補地となったという経過でございます。その中で、これまでの迷惑施設ではなく、将来的にというような考えもございまして、その緑地帯の活用というようなことが出てきたわけでございますので、そのようなトータルとしての最終処分場というような形で事業を進めていきたいというような考えでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 先ほど申し上げたように、既存の最終処分場はそういう附帯事業というのは現場を見た範囲ではほとんどないのではないかと。したがって、今、処分場と関連づけて整備をするというような答弁でしたけれども、これは明らかに本来の最終処分場には必ず整備しなければ駄目だというものではなくて、やはり地域のそういう理解をもらうために整備を進めるという捉え方をしたわけですが、この辺は今後ともしっかりと注意をして事業の進捗を見ていきたいと思っておりますけれども、私は今回の最終処分場をめぐることは、前にも申し上げましたけれども、非常に手順を踏んで進めてきたと、私はそういう面で評価するところがあるのですけれども、問題は4か所から1か所に絞るときに、北ノ沢がどういう場所だった、北ノ沢が千厩においてどういう場所を占めているかというのを管理者、副管理者が考えなかったのか、その辺、いろいろな基準から見ると北ノ沢が一番いいのだという答弁がずっと続いていますけれども、最終的に4か所を見た場合、そういう周りの条件等を見て総合的な判断というか、そういうのをやる場面がなかったのかどうか、管理者にお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 以前の質問でも頂戴いたしましたが、実際に管理者、当時の管理者、あとは副管理者、そして現地に行ってその4か所、4か所のところを全て見ております。その上で今議員からお話のありました総合的な判断の中で1か所に絞り込んだものと承知をしております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） この件については前の議会でも質問した経過がありますけれども、私はどう見ても4か所からなぜ北ノ沢になったのかというのが今でもどうしても理解できない。地域の状況を見れば、ほとんどの人はそういう判断をされると思います。

これ以上聞いても今答弁のあったような内容しか出てこないのではないかと思いますので、どうしてもそれが私は頭の中にありますので、今回の一連のこの最終処分場の計画については、今進めようとしている事業、あるいは予算等には賛同できないということでございます。これ以上聞いても進め方が問題ないのだと、それからこれから地元で丁寧な説明に努めていくというお話ですけれども、この説明だけなのか、あるいは地域の要望や意見、あるいは極論すると別な場所に造ってくれという話があった場合の対応はどのように考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 後段の別な場所にという御意見があった場合にということでございますが、

それについては組合としての考え方を管理者のほうに1月30日に議会の皆様方に御説明をさせていただいておりますとおり、北ノ沢を前提に進めていきたいという考えに変わりはないというところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） これから地域に入って丁寧な説明をして、生活環境影響調査、そういうのを地域に入って取り組むということになるわけですがけれども、その状況を見守っていきたいと思っております。

時間がなくなってきましたので、この一連の最終処分場等の質問は終わらして、次に2点目の介護保険の状況についてお伺いします。

まず、1点目は、施設整備を進めてきて、この3年間のうちに、8期の期間中に施設の整備もなったようではありますが、実際、特に施設待機者の現況はどのようになっているか、その辺の状況についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設の入所の待機者の状況でございますけれども、特別養護老人ホームの入所待機者ということで申し上げますが、当組合管内での入所待機者数は、岩手県が4月1日を基準日として実施しております特別養護老人ホーム入所待機者実態調査における入所待機者としておりまして、具体的には、要介護認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で、基準日時点でいまだ入所できていない当組合の被保険者といった方となります。

この定義で申し上げますと、入所待機者数は令和4年度では427人となっております、このうち在宅の入所待機者は143人、さらに在宅で早期に入所が必要とされる方は121人ございました。

なお、この令和4年4月1日現在で早期に入所が必要とされた121人について、当組合で12月末現在の状況を追跡調査をしましたところ、特別養護老人ホームなど、いずれかの施設に入所された方が43名、亡くなられた方が10名、身体や介護者の状況の変化により対象から外れた方が23名の合計76名の方が対象から外れており、12月末現在の早期に入所が必要とされる方は45名となっております。

この人数は、昨年度と同調査における12月末現在の入所待機者数は46人となっております、昨年度と比較をいたしますと1名の減という状況になってございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 次に、問題になっております介護職員の確保、これが非常にいろいろな施設で難しいというお話を聞くわけですがけれども、この市内の介護施設等において職員が確保できないために定員どおりの入所ができないでいる、そういう施設がないかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護職員が確保できずに満床になっていない施設ということで、具体的な数字はちょっと今把握してございませんが、そのような声は各施設からいただいているという状況もございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） いずれ、待機者がいると、できるだけ早く施設に入りたい、ところが職員がいないためにその施設が使えないという現状だと思います。大分介護職員の確保に力を入れているといっても、これはますますその状況が深刻になっていくのではないかと思います。そういう意味では、介護職員の確保について、より一層効果のある取組をお願いしたいと思っております。

それから、先ほど管理者からもお話がありましたように、75歳以上の後期高齢者の増加に伴って、介護認定数の増加、これによって介護サービスの事業費、これが令和22年まで続けるというのですから、まだまだ深刻になっていくと。

現在、146億円のサービス費が160億円まで増えるという見込みが8期の介護計画で示されております。それで、8期の中でまだ2年目ですか、施設、居住系定員の88名の整備が計画されておりますけれども、この整備の見通しはどのようになっているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 8期の介護保険事業計画期間における施設整備でございますが、認知症高齢者グループホームの1ユニット9床と広域型の特別養護老人ホームの移転に伴う増床20床は既に整備を完了してございます。小規模な特別養護老人ホーム1施設29床につきましては、この8期の期間の計画内に整備が完了する予定というようになってございます。そのほかの登録定員29人の小規模多機能型居宅介護1施設と登録定員が29人の看護小規模多機能型居宅介護1施設につきましては、こちらについては設置のめどが今立っていないという状況でございますので、令和5年度におきましても公募を継続する予定としてございます。また、広域型の介護医療院30床を令和5年度に整備する計画としてございますが、設置希望者からの指定申請に係る県への届出が現在まで提出されていないという状況と伺ってございますので、計画どおり整備が実施できるか未定の状況というようになってございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 8期の計画もなかなか、特に入所系のものは思ったように整備が進んでいないというような状況だと思いますけれども、それが整備になったという前提で計画をつくっているのではないのでしょうか。したがって、8期でできなかったものを9期に回すということになると、介護保険計画が特にサービス料の面で変更が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺の捉え方についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 8期中に施設の整備ができなかったという場合につきましては、現在9期に向けてニーズ調査、業者の意向調査、様々調査を進めているところでございますけれども、それらの状況も踏まえながら、9期にどのような施設整備の計画を盛り込んでいくかということについては、今後の検討の項目となるというように考えてございます。

それに伴いまして、事業費がどの程度動くかということでもありますけれども、いずれ8期の期間中、施設整備を見込んだ給付費を見込んでございましたので、その給付費が計画よりは下回るであろうということで、最終的に9期に仮に整備したという場合でも実施時期が遅れるということにはなりますが、9期でどのような計画を見込むかということになりますので、それらも含めながら検討していくという状況であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） この9期の策定に当たっては、先ほど申しあげましたように、これから介護サービスが令和22年まで増え続ける、もちろん後期高齢者が増えるからでありますし、介護保険の出現率というか、サービスの対象になる方も増えていくということで、そういう状況が当分続くというような状況がはっきりしています。

それで、もう一つ、大変大きな関心を持っているのが保険料です。8期の第1号保険料の基準額6,167円、今そういうことで8期の介護保険料が標準ですけれども、決まっていますけれども、

今後サービス費が増えるに伴って、この介護保険料の見通しをどのように持っているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 9期における介護保険料につきましては、先ほど申しあげましたニーズ調査など、それらを踏まえた中でどの程度の給付費を見込むかというところにもかかってくるかと思いますが、また、あと9期の介護保険計画を策定するための指針となります国の介護保険事業計画というものがございしますが、これにつきましても、現在、社会保障審議会介護保険部会で検討して、詳細については夏頃までに結論を出すというような情報もいただいております。

そのような中で、現在は考え方という大きな枠での国から示されているというところで、詳細については今後、国での介護保険の制度をどのような形で考えていくのかという情報を踏まえながら検討していく部分もございしますので、不確定要素がまだ非常に多いというような状況でございしますので、このような方向でというものについては、令和5年度になってから具体的な検討を進めていくというような状況になってございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） いずれ、先ほど申しあげたように、サービス費が増えるのですから介護保険料は下がるわけではありませんので、問題は上がり幅をどうやって抑えるかというのが大変重要になってくると思います。

介護予防を進めるとか、それから在宅介護を強化するというような取組だと思っておりますけれども、いずれ、住民の皆さんはサービスを受けて非常にありがたさが分かりますけれども、なかなか保険料が上がっていくと、いろいろな負担が増えている中で非常に敏感になっていきますので、その点からもひとつ、介護保険料の見通しについては精査をしながら、早く市民の皆さんに示す必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、2点について質問しました。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時20分まで休憩します。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時20分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の岩淵典仁議員の一般質問の答弁に関し、総務管理課長より発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

吉田総務管理課長。

総務管理課長（吉田健君） 先ほどの岩淵典仁議員への答弁の中で、最終処分場については都市施設に当たらないことから、建築基準法第51条に該当しない旨の答弁をいたしました。正確には建築基準法施行令第130条の2の2に定める施設に当たらないことから、建築基準法第51条に該当しないものでしたので、訂正をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って7点質問いたします。

政府は、昨年9月末に2024年度の介護保険制度改定に向け検討を開始しました。見直しの議論をしていた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、昨年12月20日に見直しに関する意見をまとめました。しかし、コロナ禍や物価高騰に対する利用者や家族、介護職員の事業所の疲弊をよそに、政府の負担増、給付削減路線に対し短期間で批判が広がり、国民の批判を前に政府の当初の日程は大きくずれ込みました。

介護関係者が史上最悪と呼ぶ厚生労働省が示した改悪案には以下のものがあります。

1つ目には、介護保険サービスの利用者負担増です。利用者負担は1割負担が原則ですが、政府は度重なる改悪でこれをなし崩しにし、一定所得以上に2割から3割の負担を導入してきました。今回も所得基準を見直し、対象者を増やそうとするものです。この2割、3割負担とも現在の対象者の約9割が75歳以上で、医療費窓口負担倍加とダブルパンチを受ける人が続出することになります。現在の1割負担でも継続的に苦しく利用サービスを減らす人がいます。

2つ目は、要介護1、要介護2を介護保険給付から外し、市町村が運営する総合事業に移行することが検討されています。総合事業は介護の専門資格者ではなく、ボランティアなどに担わせ、安上がりの体制にすることを狙った制度であり、部会では要介護1、2は認知症の人が多く、認知症ケアは早期の関わりが重要で、質が落ちれば重要な機能低下を起こすなどの批判が噴出しました。

3つ目は、ケアプランの有料化です。介護サービスを受けるのに不可欠なケアプランの作成料は、全額保険給付で賄われており、利用者は無料です。政府は有料化を狙っていますが、有料化されれば、サービスを受ける前の段階で作成料が足かせとなって利用を控える人が生まれる危険があります。利用控えにより支援困難ケースへの介入が遅れるとの弊害も指摘されています。

4つ目は、老人保健施設などの多床室の有料化です。老人保健施設やショートステイの相部屋、多床室は部屋代の利用者負担がありません。政府は新たに部屋代を取ろうとしています。特別養護老人ホームの居室や老人保健施設の個室を有料化してきたのに続く負担増です。負担増に耐えられず退所に追い込まれる、新規の入所を断念するといった事態となる危険があります。

5つ目は、介護保険料の支払い年齢の引下げです。現在の介護保険料の納付開始年齢は40歳です。政府はこの年齢の引下げも狙っています。前回の改定時には介護保険サービスを受けられる年齢の引上げを求める声もあり、引き続き検討とされてきました。保険料の支払いは前倒し、サービス給付は先送りと保険あって介護なしの状況がさらに深刻化します。

6つ目は、福祉用具貸与制度の販売、購入への転換です。杖や手すり、スロープなどの福祉用具は、貸与は購入より割高だとして原則貸与から販売への転換が狙われています。厚生労働省の有識者会議では、高齢者は身体機能の変化が早く、状況に合った用具を適時適切に選べる貸与性だからこそ、状態の維持、悪化防止ができるといった意見が相次ぎました。

7つ目は、補足給付の在り方です。特別養護老人ホームや老人保健施設、ショートステイの入所者、利用者のうち低所得の人には食費、居住費を減額する補足給付制度があります。一昨年、収入、資産要件が厳格化され、対象から外れた人が月2万円から7万円もの負担増を強いられました。収入等の要件をめぐるっては、不動産の勘案や資産の保有状況の把握も取り沙汰されています。この結果、利用料2割負担の対象者拡大と一定所得の人の65歳以上の保険料の引上げは今年の夏までに、老健施設などの多床室の有料化は2023年度中に、そして要介護1、2の生活援助等の保険給付外しとケアプラン有料化は2027年度の改定までにそれぞれ結論を出すこととしました。

また、特別養護老人ホームなどに入る低所得者の食費、居住費の軽減策の見直しと保険料納付年齢の引下げと利用開始年齢の引上げは期限を設けず先送りとなりました。

このような介護の負担増と給付削減をストップさせることは急務です。介護保険改悪は、コロナ禍で疲弊している介護現場に一層の苦難を強いる重大な逆行です。大軍拡推進と大企業優先の政治から社会保障を拡充させる政治への転換が不可欠です。介護保険制度のこれ以上の改悪は認められるものではありません。

そこで1点目の質問です。介護保険料の滞納状況と差押処分の状況についてです。

保険料は介護給付の財源の一部に充てられるものであり、その財源に占める割合は保険料が50%、国と地方の負担が50%です。保険料の内訳は、65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料が平均23%と40歳以上64歳以下の方が負担する第2号保険料が27%となっています。この負担割合は、40歳から64歳と65歳以上が人口に占める割合が変化するに応じて3年ごとに改定されてきました。

第1号被保険者には低所得者を対象とした9段階の保険料軽減策があり、このうち第1段階から第3段階までは公費で賄われています。介護保険の1号保険料は、全国の加重平均では、制度がスタートした2000年から2002年の第1期では第1号介護保険料が全国平均2,911円だったのに対し現在の第8期では6,014円と2倍以上に増えています。当組合では6,167円であり、全国平均はもとより、岩手県平均の6,033円を上回っています。

そこでお尋ねします。介護保険料の滞納状況と差押処分について、近年の動向とあわせてお伺いします。

2点目は、特別養護老人ホームの入居待機者についてお伺いします。

家族の介護のために仕事を辞める介護離職は全国で年間10万人に上り、介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。近年ではヤングケアラーといった若い世代が介護をするといった実態が明らかになっています。高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦しめた殺人、心中などの痛ましい事件も各地で起こっています。

このような中で、低所得者でも入居が可能な特別養護老人ホームの拡充は急務であると言えます。

そこでお尋ねします。特別養護老人ホームの入居待機者について、2018年度、平成30年度から2022年度、令和4年度についてお伺いします。

3点目は、第8期介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備状況についてです。

当組合の第8期介護保険事業計画において、介護サービス基盤について、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、医療介護院の整備状況について計画どおりに達成できるのかお伺いいたします。

4点目は、第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画の検討状況についてです。

当組合管内では人口が減少している中で、2017年、平成29年以降、要介護認定、要支援認定を受ける方が増え続けています。その中でも低年金、低所得の方々が要介護になった場合、最後まで入居できる施設の一つに特別養護老人ホームがあります。

そこでお尋ねします。第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、そして介護医療院の整備計画の検討状況についてお伺いいたします。

5点目は、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の見込みについてです。

介護保険における被保険者の保険料は、その自治体ごとに決定します。介護保険給付の財源のうち保険料は現在50%とされています。残りの50%は国、都道府県、市町村でそれぞれ負担します。この保険料を引き下げるには、国庫負担の割合を大幅に増やす必要があります。

そこでお尋ねします。第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料見込みについて、現在の検討状況と併せお伺いします。

6点目は、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の未然防止についてです。

岩手県の調査によれば、今年に入ってからクラスターが発生しており、その多くが高齢者施設です。また、死亡者についても昨年の12月から急増し、これまでの県内の死亡者は3月21日現在615人に上り、その8割近くが80歳以上の高齢者です。また、死亡者の7割近くが昨年の10月以降に亡くなっています。

そこでお尋ねします。高齢者施設における新型コロナウイルス感染症患者を早期に見つけ、施設内のクラスター発生の未然防止のため、施設内において県の事業と併せ定期的な利用者や職員の頻回検査を実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。

7点目は、昨年10月からの処遇改善の実施状況についてお伺いします。

全国の介護現場では若い職員の離職や志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起こっています。ホームヘルパーの年齢構成は、60歳代以上が4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の重要な戦力になっています。一方、20歳代のヘルパーは全体の4%にすぎません。ケアマネジャーの資格試験の受験者は激減し、合格者は最高時の10分の1以下に減っています。

こうした事態を引き起こした最大の要因は、介護従事者の苛酷な労働環境と低処遇です。介護職の平均給与は全産業平均より月8万円低いとされる状況が続いています。政府は介護労働者の収入を思い切って増やすと約束しましたが、介護職員の賃上げ額は月9,000円にとどまり、介護士の賃金増の対象は基幹病院に勤める人に限られ、介護施設で働く看護師は除外されるなど全くの看板倒れに終わりました。

また、厚生労働省は介護職員以外の従事者の処遇改善へ柔軟に対応するとしましたが、柔軟な運用をすれば賃上げ幅が1人9,000円から低くなるなどの指摘や、施設内での賃上げ配分をめぐる職員の分断を招きかねないものでした。

そこでお尋ねします。昨年10月からの処遇改善の実施状況についてお伺いします。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

私からは、第8期介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備状況についてからお答えをいたします。

令和3年度から令和5年度の計画期間における特別養護老人ホームの整備については、広域型の特別養護老人ホームの移転に伴う20床の増床と、小規模な特別養護老人ホーム1施設29床の新設の合わせて49床が計画されており、令和5年度末までに整備を完了する予定となっております。

認知症高齢者グループホームについては、令和4年度に1ユニット9床を整備し、計画どおり

完了しております。

介護医療院の整備につきましては、令和5年度に広域型の介護医療院30床を整備する計画としておりますが、設置希望事業者からの指定申請に係る岩手県への届出がまだ提出されておらず、令和5年度末までに整備ができるかは未定でございます。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備についてのお尋ねについて申し上げます。

第9期介護保険事業計画については、実施期間を令和6年度から令和8年度までとすることから、その計画策定については令和5年度までを実施期間とする第8期計画の検証を踏まえ、今後、取り組むこととしております。

施設整備については、令和4年度に実施した高齢者の日常生活や介護の実態を把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査や、令和5年度に実施を予定しております管内指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象に行う介護保険サービス料等に関する調査、また、岩手県で実施する介護保険施設入所（入院）希望者数調査及び特別養護老人ホーム入所待機者実態調査といったこれらの調査の結果を基に令和5年度に検討することとしております。

次に、第9期介護保険事業計画における介護保険料についてのお尋ねについて申し上げます。

今後、高齢者人口や要介護者の認定者数、必要となるサービス量などを的確に見込み、算定することとなります。

算定方法について、現在の第8期計画での第1号被保険者の介護保険料を例に申し上げますと、計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年分の介護サービスごとの利用見込量を算出し、この見込量から総費用の見込額を算出することとなります。このうち、総費用見込額の50%は国、県、構成市町からの公費負担、残りの50%のうち現在は23%を第1号被保険者に、27%を第2号被保険者に負担いただくこととなっており、総費用見込額の23%を3年間の第1号被保険者の見込数で割り返したものが第1号被保険者の介護保険料の額となるものであります。現在の制度をベースにして申し上げますれば、このような方法により第1号被保険者の保険料を算出していくことになるものと考えております。

次に、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の予防策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、国の定める基本方針に即して県が予防計画を策定し対応する仕組みとなっております。

県では、新型コロナウイルス感染症の集団感染の予防策として、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設、障がい者施設等の集中的検査を実施しており、令和4年度の検査実施期間は、第1回目は令和4年8月1日から9月5日まで、第2回目は9月26日から10月31日まで、第3回目は11月9日から当面の間としております。

対象者は第1回目、第2回目は対象施設の従業員であって無症状の方、第3回目は無症状の従業員に加え、特別養護老人ホームや老人保健施設などの入所系施設に新規に入所する方とされております。

当組合では、平時から国、県から発出される感染対策の情報を組合ホームページへ掲載するとともに、その内容について事業者へ通知し、感染症の予防と発生時の適切な対応について情報提供を行っており、県が実施している集中的検査についても、当組合から各事業所に周知しております。

次に、介護職員の令和4年10月からの処遇改善に関するお尋ねについて申し上げます。

国では賃金改善の効果を長期的に継続する観点から、令和4年10月の介護報酬改定において、これまでの介護職員処遇改善加算、また、介護職員等特定処遇改善加算に加えて、介護職員等ベースアップ等支援加算を創設して、令和4年2月から令和4年9月までの介護職員処遇改善支援補助金から移行いたしました。新たに創設された介護職員等ベースアップ等支援加算に係る申請は、54法人157事業所から提出されております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁いたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、介護保険料の滞納状況についてでございますが、直近5年間の現年度分介護保険料の滞納繰越件数とその額でございますが、平成30年度は1,394件で2,144万円、令和元年度は1,151件で1,820万円、令和2年度は1,161件で1,645万円、令和3年度は1,060件で1,575万円、令和4年度の2月末の時点となりますが、未納額でございますが、1,344件で2,043万円となっております。

なお、令和4年度につきましては、年度途中でございますので、今後、出納閉鎖までに納付されるものがあると見込まれることから、額についてはさらに減少するものと捉えてございます。

次に、過年度分の介護保険料の滞納繰越件数とその額でございますが、平成30年度は2,225件で3,039万円、令和元年度は1,441件で2,139万円、令和2年度は1,369件で2,011万円、令和3年度は1,144件で1,959万円となっております。介護保険料の滞納繰越額は現年度分、過年度分ともに減少傾向となっております。

なお、督促や催告を行っても介護保険料を納付いただけない方に対する給与、預貯金、不動産などを差し押さえる滞納処分については、これまでは実績はないところでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者数についてでございますが、入所待機者につきましては、当組合では県が毎年4月1日を基準日として実施しております特別養護老人ホーム入所待機者実態調査により把握しており、その定義でございますが、要介護認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で、基準日時点でいまだ入所できていない当組合の被保険者といった方になります。

令和4年度の調査結果によりますと、当組合の入所待機者は427人で、このうち在宅の入所待機者は143人、さらにこのうち在宅で早期に入所が必要とされる方は121人でございました。

直近5年間の在宅で早期に入所が必要とされる方でございますが、平成30年度は112人、令和元年度は133人、令和2年度は107人、令和3年度は101人、令和4年度は121人となっております。近年は減少傾向でありましたが、令和4年度は若干増加したという状況でございます。

しかしながら、令和4年4月1日現在で早期に入所が必要とされた121人について、当組合で12月末現在の状況を追跡調査したところ、特別養護老人ホームなどいずれかの施設に入所された方が43人、亡くなられた方が10人、身体や介護者の状況の変化により対象から外れた方が23人の合計76人の方が対象から外れており、12月末日現在の早期に入所が必要とされる方は45人となっております。昨年度との同調査における12月末日現在の入居待機者は46人となっております。比較をいたしますと1名の減となっている状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、再度お尋ねいたします。

介護保険料の滞納が減少傾向にあるというようなお話でしたが、差し押さえがなかったという

ことについては了解いたします。

保険料滞納の主な理由というのをどのように把握されているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 滞納の理由でございますが、大きな理由といたしますと生活困窮などの理由によるものというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 保険料を滞納した場合にこの介護の給付制限があるのですが、給付制限を受けている方の人数をお分かりでしたら教えてください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料を滞納した際に滞納した方に対する保険給付の制限でございますが、直近5年間における給付制限の対象となった方の実績でございますが、平成30年度は24人、令和元年度は22人、令和2年度は35人、令和3年度は36人、令和4年度は3月1日時点でございますが、37人となっております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 給付制限を受けているということは、こちらにも主な大きな理由が生活困窮かと思料いたしますが、いずれ給付制限を受ければこのような方々に救済制度が何かしら必要かとは考えるのですが、組合独自の救済措置とかそういったものとかはあるのでしょうか、あるというか、取っていく必要があると考えるのですが、その辺、どのような対応を取られているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 滞納の方にありましては、いずれ納付が困難ということで相談にお越しいただきたいというようなこととお話ししてございます。

介護保険の条例の中では、保険料の徴収猶予や保険料の減免という制度もございます。これについては該当する場合ということになりますけれども、制度としてはそのようなものを設けているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどの答弁があった介護保険料、高額だということで大変だというような状況は分かりましたが、いずれ、先ほど管理者の答弁にもありましたように、保険料というのは国の制度で23%、27%それぞれ1号、2号というように決められているわけですが、やはり生活困窮、納めるのが大変だという被保険者がいる以上、保険料を引き下げていく必要があると私は考えます。この制度そのものは国が設計していますので、一組合がというのはなかなか難しいというように捉えていますが、このような部分について、保険料、被保険者負担がそれぞれ23%、27%と、こういった比率を下げて、国、県、自治体とか、自治体の負担を増やすべきだというように考えますが、その辺、管理者はどのようにお考えになっておりますか、お伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 介護保険を含めます社会保障財源の在り方については、これは管理者というよりは全国市長会の一員としてでございますが、国に対して制度改善を要望しているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。ぜひ、実現するように力強くやっていただきたいと思います。

いうことであります。

次に、待機者の変遷ですが、毎年減ったり増えたりという一定の傾向がないわけですが、先ほど、現在46名の早期に入所が必要な方というお話がありましたが、その待機者について、本人はもとより、家族の負担も相当大きなものがあるというように認識しております。そのような家族の負担を減らす組合独自の手だて、そのようなものが講じられているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 入所待機者の方につきましては、組合独自というよりは在宅での様々なサービスも提供しているところがございますので、それらのサービスを利用いただきながら介護をしていただいているというような状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 様々なサービスというような答弁でしたが、全ての入居待機者の方がそのサービスを受けられているというように認識してよろしいのか、その辺の状況をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） いずれ、入所待機者ということで、介護度が高い方というような認識でありますので、何かしらのサービスを受けていただきながら在宅で暮らしていただいているものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 受けているだろうというようなことですが、やはりそのようなものは分からないで受けていない方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんので、周知徹底して、幾らでも介護している家族の方の負担を減らす、そのような取組をしていただきたいということを申し添えて次の質問に移ります。

第8期計画の特別養護老人ホームの整備状況ですが、これは完了するということが、時期的にはいつの見込みでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 特別養護老人ホームの整備につきましては、広域型の特別養護老人ホームにつきましては既に整備が完了しているところがございますし、小規模な特別養護老人ホーム29床の新設については令和5年度中の整備を目指して今進めているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 具体的な時期は分からないということでしょうか。

今、介護職員というか、介護に携わる職員の人手不足というのが大きく取り沙汰されていますが、令和5年度中にも開所予定ということですが、職員がちゃんと集まるのかどうか、そういうところは組合として把握されているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 小規模特別養護老人ホームにつきましては、事業者からの申請をいただいて、事業者を決定して準備を進めていただいているところがございますが、その審査の際も人材の確保という視点が大丈夫かどうかというようなところを十分確認した上での決定としてございますので、いただいている計画のとおりに進めば、令和5年度中の完成にはたどり着くのではないかなというようなことで期待はしているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） あくまで申請に基づいてということなので、その実態についてまで把握され

ていないということの認識でよろしいでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） その計画について、申請時点の部分でございますので、その申請の内容が今の程度というところについては確認はできていないという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 分かりました。

次に移ります。

介護医療院ですが、令和元年度までにこれまであった2施設19床が全廃されておりますが、その理由についてお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護医療院でございますけれども、以前は介護療養型医療施設ということで第6期の計画に載せてございましたが、これにつきましては国より介護医療院の転換が進められていると、国の考えということもございまして介護医療院を8期に向けたという経過でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、医療院ですね、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、第8期でこの計画によると1施設30名のもので県への届出がなされていないということで、見込みは分からないという御答弁がありました。その辺、なぜ出されていないのか、そのような事情とか理由というのは把握されているのであればお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設の整備に当たりましては、やはり人材の確保というところが一番大きいというような話を伺っております。広域行政組合でも様々な事業所に実地指導という形で訪問し、いろいろお話を伺っておりますが、やはりそういう人材の確保という面で想定している事業をなかなか回していけないというようなお話も伺っているケースもございますので、こちらについてもそのような要因も直接いろいろ聞いているわけではございませんが、そういう要因も大きいのかというようには推察してございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

次ですが、第9期の介護保険事業計画の施設整備に関わるものですが、今、各種調査を実施し、令和5年度中に取りまとめるという御答弁がありましたが、特に低所得者でも入所できる特別養護老人ホーム、先ほど待機者が47名というような御答弁がありましたが、全国的に増床していくべきではないかと考えますし、これからもこの人口動態、団塊の世代が高齢化を迎えるという分では当然必要になってくると考えますが、その辺について現在どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 9期における施設整備につきましては、いずれ介護保険料との兼ね合いという視点も非常に大事かというように考えてございますので、そういう面も含めながら令和5年度に検討していくということにさせていただきます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、介護医療院の整備についてであります。第8期の計画によれば在宅

での介護が困難かつ長期にわたり医療的ケアが必要な方を受け入れる施設と、当局としては必要性を十分認識されておりますが、これらについても第9期介護保険事業計画、令和5年度中に検討されていくということですが、現在の介護医療院に対するお考え、必要性、そのようなものの認識についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護医療院につきましては、国なり県の考えというものも合わせながら計画に盛り込んでいるというところではございますし、その施設の機能とすれば非常に求められている部分はあるのかというような認識はしてございます。先ほど申し上げましたように、それに対する体制が、どのような人材の確保なり様々な面で事業所のほうでどのような取り組みができるか、そのようなところも十分話を伺いながら9期の検討の中で位置づけていきたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、認知症の高齢者グループホームについてですが、この認知症ケアというのは早期の関わりが重要であると専門家も指摘しています。認知症かどうかというのを分かるかどうかということなのでしょうけれども、これのグループホームについて、第8期では令和3年度に1ユニットの定員9人というのを整備していますが、これらについてもどのような認識なのか、その必要性とかお考えをお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） いずれ、様々な施設については、それぞれ特徴を持ったサービスを提供できるということで、利用者のニーズに合ったサービスが提供できるメニューがそろえられているというような認識ではございますが、いずれ、ニーズ調査なり様々な地域の実情に合ったものを選んでいく、全て実施できるというものではないというように考えてございますので、どのくらいの事業が必要とされているか、その辺の具合を確認しながら検討していくものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、令和5年度中に計画策定するということですので、ニーズの調査とか、そのようなもので具体的な数字を出していくとは考えるのですが、やはり消極的ではなくて、ある程度積極的な施設整備の計画にさせていただくように要望を申し上げておきます。

次に、第9期の介護保険事業に関わるものですが、先ほどもお話ししましたが、第1号被保険者の保険料は、全国平均、岩手県平均よりも高額であるというように先ほど申し上げましたが、この理由というのは、年齢構成とかそのようなものがあるかとは考えるのですが、それ以外に何か把握されているものがあればお教えてください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 当組合管内では、他の地域と比べまして1号被保険者数に対する要介護の認定者の割合が高いというような数字も出てございます。そういうことで、利用される方が多いということは、逆に言えば制度を多く利用していただいているという面もあるのかというように考えてございます。そのように利用される方が多い、または介護度の高い方、要介護5などにつきましても県平均よりは高い数字が出てございますので、そのような要素も複合的な要素ということになるかと思いますが、そういう中で介護保険料が平均より高いというような状況になっているのではないかと考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、9期の保険料をこれから検討していかれるということだと思料いたしますが、いずれ、今の事情にあるにせよ、全国平均、岩手県平均より高いという実態もありますので、そのことをある程度は考慮して決めていくべきだということのように考えますが、逆にこの保険料に組合独自の何かしらの支援策、保険料を上げないような、そのような政策を実施するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料に対する組合独自の施策というようなことでございますけれども、考え方としますと、当一部事務組合につきましては、市町村が共通する事務について、共同でその事務を行うために設けられている組織でございます。その共同事務を行う上での基本的な考え方は、法令などの枠組みに基づいて事務を進め、その上でより効率的、効果的に事務を進めるということではないのかというように考えてございます。

また、その保険料の見直し、支援というようなことをする場合に多額の財源も必要となってくるといった場合に、構成市町における事業にも影響を与えかねないというようなことも思料されることから、現行の枠組みの中での取組を確実にやっていくという立場ではないのかというように考えてございますので、現時点では新たな取組というようなところを考えているという状況ではございません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今、構成市町に負担を持っていけば、その構成市町の負担が増えるというようなお話でしたが、制度上そういうことを求めていくということも可能なのでしょうか、実際やるかどうかではなくて。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 制度上は介護保険事業に必要な経費について負担いただくということでございますので、構成市町の下ということになるかと思いますが、制度とすればできないということではないのかというような認識はございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） やはり保険料が高いという実態もありますので、構成市町に求めていくということもやぶさかではないということの答弁ですが、管理者いかがでしょうか、その辺。構成市町に求めていくというのは。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 形式的といいますか、一義的な論理とすれば、ただいま事務局長が答弁したとおりだと思います。しかし、これは介護保険制度を創設してからかなりの年数がたって、その間、社会保障財源をめぐる議論もそのとおり、いろいろな観点から議論がなされておりますけれども、そもそもは介護保険料、これは公費負担、地方負担含めまして、どういった在り方がいいかといったような観点から市長会として要望しているところでございますので、構成市町の側の答弁にはならないのですが、そのような側からの話をさせていただくとすれば、これは国としての制度改正をするべきものであると、このように認識をしております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、高齢者施設のクラスターの感染の未然防止の件ですが、今、県の取組としてずっと継続してやられているということですが、いつ終わるか分かりませんが、こ

これは県の取組だったら組合独自にも継続して取り組んでいくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 県の取組なり国の取組ということで、3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部のほうで決定した内容で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支出の見直し等についてということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症が5月8日以降、5類感染症に位置づけられるというところで医療体制の見直し、公費負担の在り方の見直しが検討されているところであります。その中で感染症対策については、高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査と、これまでやっているものについては継続して実施するというような見解が示されてございます。まずはそのような継続して実施できるというようなことが示されてございますので、そのような制度を活用しながら対応していくということで考えてまいりたいというように思っております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 分かりました。

いずれ、感染者が出ていない施設でも、いつ感染者が出るか分からない、そのような不安を抱えながら日々の業務に当たっているというお話をよく伺います。やはり感染者がいるか、いなくても、しょっちゅう検査していれば早期に感染者が当然発見できるわけですから、そして治療につなげていけばクラスターの未然防止にもつながるというような現場の切実な声もありますので、県の事業が継続していくということで、これは評価するのですけれども、もしならないようであればやはり組合としても独自に取り組んでいく必要があるというように考えますので、その辺は徹底していただきたいということを申し上げます。

次にいきます。

10月からの処遇改善の実施状況ですが、54法人151事業所という御答弁がございましたが、これは組合管内の全ての事業所で行われたものなのかどうかについて伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 全ての事業所ではございませんが、地域密着型の事業をしている事業所の実績ということで答弁をさせていただいたところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今回の10月以降のものについては、介護職員以外にも配分できるということですが、介護職員以外にも処遇改善した事業所というのは数字が把握されていれば伺います。御答弁願います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど、ベースアップ等支援加算に係る申請が54法人157事業所ということで答弁させていただいてございますが、このうち介護職員以外の職員の賃金改善にも充てる計画としているものは29法人66事業所というように伺っております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 分かりました。

低賃金で介護で働く方、施設によってはどんどん辞めていく人も多いというように伺いますし、あとは待遇のいいほかの事業所に移っていくという方も中にはいるように伺っておりますが、い

ずれ低処遇というのがやはり介護現場では問題というか、そのようなのが離職につながっている、あとは苛酷な労働ですね、それで目的達成する前に心が折れてしまって辞めてしまうという方も多いように伺います。せめて、待遇だけでも改善、お金で何とかするのはないかというように考えるのですけれども、組合独自でこのような処遇改善に取り組んでいくというお考えがないか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 処遇改善につきましてですが、先ほどの保険料と同様に実施するに当たっては、やはり多くの財源なりそういうものが求められてくるというような状況でございます。これについては構成市町からの負担を引き上げてでも対処すべきではないかというような意図かと思いますが、いずれ分担金については、それぞれ市民、町民の皆さんから納めていただく税金が原資であるということでありまして、処遇改善につきましては、一自治体の問題ではなくて国全体の中でどうあるべきかを検討して対処していただくべきものというように考えてございます。このことから、当組合では国に対しまして、広域連合や一部事務組合で組織をいたします全国介護保険広域化推進協議会を通じて要望活動などを行っているところでございまして、組合独自に処遇改善に取り組むというところは現時点では難しいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 分かりました。

いずれ、そのような要望をされているということですが、最終的には国が決める制度であります。介護保険全般についてですが、この負担する保険料、あとは保険の給付、全部国の制度として決められております。これ以上、特に第9期に向けて、2024年度から、先ほど申し上げたようなことが取り沙汰されて、保険料の納付年齢は引下げ、給付年齢は引上げというようなこととございます。当初から介護保険については保険あって介護なしというようなことも揶揄されているものであります。いずれ、これ以上、利用者の負担などが増えないで、むしろ軽減される、保険料も保険給付は引き上げる、そのようなこと、あとは国の負担、自治体の負担を今、現行50%を60%に引き上げていって保険料の負担を減らしていくというような、そのような改善が当然必要だと私は考えますが、このようなことを積極的に国に対して求めていくべきだというように私は考えますが、最後にこれについて管理者の考えをお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど来の介護保険制度に関して、介護保険料のありようですとか、あるいは介護従事者の処遇改善でありますとか、あるいは基盤整備に伴う給付費総額の増でありますとか、どれも関連はしているわけでありまして、どこかを減らせばどこかが増えるというような、そのような現行の枠組みの中だと思います。

高齢化といったことを背景にして介護保険制度が創設されておりますが、今は似たような議論、例えば少子化をめぐって異次元の少子化対策云々といったことが国民的な議論となっておりますけれども、同様に今現在、これからの日本としての高齢者の、特に75歳以上の方たちが増えてきますので、そこを国費ですとか地方負担分、あるいは個人の保険料の負担分、そうしたところで増大する介護需要にどのように対処していくかと、そのようなゼロベースからの議論というのが本当に欲しい時期になったのだらうと、このようなことを考えております。

全国市長会でもそのような観点といたしましての要望をしているところでありますが、なかなか出口の見えない議論なので、歯がゆい思いはしていると、そういったところがございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、国としては、国家予算としてはこの5年間で防衛費を43兆円増やすという、そのような計画も取り沙汰されております。そのような予算の1割でもこちらの介護のほうに回れば大分負担等が減らせることはできるかというように考えておりますので、そのような分も視野に入れて要望していただければということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

次に、千葉信吉君の質問を許します。

千葉信吉君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 7番、千葉信吉です。

通告しておりました新たな一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備についてと火葬場の施設整備についてを質問いたします。御答弁、よろしくお願いいたします。

まず、大きな1つ目です。新たな一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備についてお伺いいたします。

一般廃棄物処理施設の経年から老朽化等に伴いまして、また、一般廃棄物最終処分場においても埋立容量が少なくなっている現状から、新処理施設の整備に向け取組が進められております。新たな施設整備に向けて選定委員会が設置され、平泉町、一関市全域で第1選定で新一般廃棄物処理施設が238か所、そして新一般廃棄物最終処分場が687か所の選定から始まり、2次、3次選定を行う中でそれぞれ19か所に、そして新処理施設7か所に、新最終処分場8か所に絞られて、そして4か所に絞られ、最終的に新一般廃棄物処理施設は弥栄字一ノ沢、そして新一般廃棄物最終処分場は千厩字北ノ沢ほかに候補地が選定され、それぞれ説明会が行われております。現在の施設状況を考えると早期のごみ処理施設、処分場等の建設は急務と考えます。また、人口が減少しているものの、ごみの発生量は依然あまり減っていない状況にもあります。3Rの推進とごみの減量化の取組が必要と考えます。

さて、何人かの同僚議員から今日は質問が出ておりますが、私からも質問をしてみたいです。

まず、現在進められている新一般廃棄物処理施設候補地についてお伺いいたします。

国道284号の交通量の状況からの不安の意見が説明会で出されております。

1点目として、国道284号の交通量と取付道路の課題、安全確保についてお伺いをいたします。

2点目として、国道284号の事故渋滞時などの対策についてお伺いいたします。

3点目として、建設候補地の立地場所が高い場所になるということで、取付道路の勾配と冬期対策について心配されています。それについてお伺いいたします。

施設整備は広域行政組合が進められますが、その周辺の道路改良とか生活環境等に関する整備は一関市の取組と考えられます。

そこで、4点目として、施設整備に当たっては、当該一関市としっかり連携を図る必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、新一般廃棄物最終処分場候補地についてお伺いいたします。

千厩字北ノ沢に最終処分場候補地が絞られ、住民説明会が数多く執り行われております。いろいろな意見が出され、特にも安心安全を望む不安の声、千厩の未来を考えての選定見直しの署名行動等々が行われております。説明会に何度か出向き、民意の難しさを感じているところですが、特にも声なき声はどこにあるのか気になるところでございます。

住環境への影響、大雨時の対応など、現在の最終処分場での被害等の発生、他の類似施設の状況などをお互いに学び、研究などを行う中から、最終処分場の建設の今後を考えてはいかがかと思料するところでございます。

そこで、1点目として、現在の一般廃棄物最終処分場における大雨等による被害などの状況についてお伺いします。

2点目として、現在の処分場と新処分場の安全性の違い、どう違うのか、改善されるのかお伺いします。

3点目、最終処分場の周辺で生産されている作物、居住等、悪影響をもたらしているのか、食・住などへの安全性についてをお伺いいたします。

町に近い学校等の文教施設への影響など、地域住民においては地域の衰退、不安が数々の意見が多く聞かれます。安心安全の醸成に向け、さらなる努力が必要と考えられます。

4点目として、施設整備に当たって住民の意見、要望等を反映した整備が必要と考えられます。いかがかお伺いいたします。

大きな2つ目として、火葬場の施設整備についてお伺いいたします。

バリアフリー法により公共施設等においてバリアフリー化が進められ、高齢者、障がい者などに優しい施設環境づくりが進められております。しかし、いまだ不自由さを感じる施設も残っていると実態もあります。障がい者、高齢者が使いやすい施設の充実が急がれます。

組合が指定管理している釣山斎苑、千厩斎苑の休憩室は畳敷きで、足腰が弱い利用者が、簡易椅子があるものの、苦慮している話がされます。

そこで、1点目として、バリアフリー化の進捗状況と今後の整備の考えについてお伺いいたします。

火葬場の休憩室を利用した際にテーブル、椅子といった声も聞かれます。畳にテーブルなどを置いて、椅子に座る方法を取り入れているところもございます。

そこで、2点目として、休憩室の現状と施設利用に当たっての利用者からの意見、要望についてをお伺いいたします。

最後に、高齢化社会の進展を考え、また、進んでいることを考える中で、高齢者、障がい者などに優しい施設の在り方が問われております。

そこで、3点目として、社会の変化に合わせた休憩室の整備が必要と考えますが、いかかでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 千葉信吉君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉信吉議員の質問にお答えいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と答弁いたします。この候補地周辺の状況についてであります。

候補地周辺の国道284号の交通量の状況につきましては、これまでに開催した説明会において、国道の交通状況を踏まえ、国道から候補地までの道路について改良を望む御意見がございましたことから、令和4年5月に国道から候補地方向へ分岐する交差点において交通量調査を実施しております。

調査の結果としては、時間帯別で見た交通量のピークは朝7時10分から8時10分までの通勤時間帯でありまして、この間の通行台数は1,226台でありました。

この調査に基づき、施設稼働時の交通状況の分析を行い、当該交差点を含めた国道周辺の交通処理能力については、結果として十分あるとの結論となりました。しかしながら、当該箇所は直線で勾配もあり、速度が出やすいことから、説明会における意見を踏まえまして、より安全に配慮するため、道路改良について関係機関と検討を続けているところであります。

また、国道284号から候補地へ接続する市道、市道一ノ沢釜ノ沢線については、現状の道路幅が5メートルほどであることから、施設稼働時において収集車両のすれ違いが難しく、通行上問題となるため、道路の拡幅について一関市と検討をしております。

国道284号で事故や渋滞があった場合の収集車両等の対応については、具体的な計画収集のルートなどはこれからの検討事項となりますから、ただいまの御質問の趣旨も踏まえた検討をしてみたいと考えております。

次に、取付道路の勾配と冬期間、冬の間通行対策についてであります。

市道一ノ沢釜ノ沢線から候補地へ接続する取付道路は、約320メートルと長めに設定し、道路勾配を7.5%程度にしたいと考えております。

この勾配については、道路の一般的、技術的基準を定めた道路構造令による積雪寒冷地域に対応したものであり、冬期間でも適正な速度で通行する際に支障がない勾配と捉えております。

また、取付道路を長めに設定することで、収集車両や持ち込み車両が集中する際にも車両動線を整理できるようにし、接続する市道や国道への影響をなくすように計画をしております。

今後の施設整備に当たっての一関市との連携についてのお尋ねでございます。

新処理施設では、廃棄物を焼却した際に発生した熱を廃熱ボイラーで回収し、蒸気タービンによる発電を行い施設の稼働などに利用することとしておりますが、さらに余った熱を活用できないか検討しております。

こうした余熱の活用策については、一関市、平泉町の職員で構成する余熱活用ワーキンググループにおいて具体的な検討を行い、実現性を考慮した上で避難スペースなどの防災機能、あるいは温室ハウスなどの農林業利用の検討を進めることとしております。

余熱の活用については候補地周辺で行われることを想定しておりますことから、説明会でいただいた意見を踏まえ、余熱活用策を検討する一関市と協議しながら進めていくこととしております。

また、候補地周辺の道路改良についても、その対応について道路管理者である一関市、岩手県と協議を進めていきたいと考えております。

次に、現在の一般廃棄物最終処分場における自然災害による被害の状況についてのお尋ねでございます。

当組合が管理をしております3つの最終処分場は、これは稼働開始からの年限であります。舞川清掃センターは平成10年4月稼働開始の24年、花泉清掃センターは昭和63年8月稼働の34年、東山清掃センターは昭和58年4月稼働で39年それぞれ経過しておりますが、これまでの大雨や東日本大震災、また、岩手・宮城内陸地震などの大きな自然災害においても稼働上の影響はなく、周辺の生活環境に影響を及ぼすような被害はございませんでした。

現在、組合で管理しております一般廃棄物最終処分場と新一般廃棄物最終処分場、これは以下、新最終処分場と答弁いたします。この両施設の安全性の違いについてのお尋ねでございますが、

現在組合が管理をしております舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの3か所の最終処分場については法令に基づいた構造基準で建設されており、維持管理についても埋立てや水処理、水質検査などを法令に基づき適正に行っており、その安全性に問題はございません。

また、新最終処分場については、現在の3施設と同じオープン型を予定しておりますことから、その構造については基本的に同様である、このように考えてございます。

国では、遮水シートから汚水が染み出て周辺の生活環境を悪化させるのではないかとといった不安があることなど、最終処分場に対する信頼が損なわれかねない状況にあるとして、既存3施設の稼働後の平成10年7月に、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正を行ってございます。

その内容は、一般廃棄物の最終処分場に係る構造基準及び維持管理基準の強化明確化として遮水工に係る基準の強化明確化、また、浸出水の処理に係る基準の強化明確化、また、地下水の水質検査の実施、そして、維持管理に関する記録の作成と保存について規定をしたものとなっております。

このため、新最終処分場については、改正後の強化された構造基準が適用されるため、既存の施設、先ほど申しました3施設よりもさらに安全な構造で設計することとなります。

なお、新最終処分場では、埋立地内に二重に敷設する遮水シートに万が一漏水が発生した場合、迅速に検知し、外部に浸出水が流出することのないよう対応が可能となる漏水検知システムを導入し、より安全に配慮する仕組みとしております。

最終処分場の周辺で生産される作物と住居の安全性についてのお尋ねでございます。

最終処分場は、適切に水処理を行うことによって、最終的に埋立てをした廃棄物がこれ以上化学反応を起こさず、周辺環境に悪影響を及ぼすことがない状態にするため、法令に基づいた基準により整備される施設であり、最終処分場から放流する水は、法令で定める基準値以下の安全な水質のものであり、また、廃棄物の埋立てはその日のうちに覆土処理を行うことで、灰や不燃物などが飛散しないようにしております。

このように、法令に基づき適切に維持管理を行っていることから、現在、当組合が管理している最終処分場の周辺において生産された作物に悪い影響があったというような事案は確認されておらず、住居や住民に対する影響があったというような事案も確認はされてございません。

また、全国的には、最終処分場に隣接している農地や周辺に住居が隣接している事例もありますが、いずれも被害が報告されたというような事案は確認されておらず、安全な施設であると、このように捉えております。

説明会での意見、要望を施設整備に反映していくことについては、これまでも施設整備を進めるに当たっては多くの説明会を開催し、いただいた意見を候補地選定の評価項目に反映するなどしながら進めてきたところであります。

今後においても、説明会など様々な機会を捉え住民の皆様の不安の解消に努めるとともに、施設整備に向けた様々な意見、要望を伺いながら、よりよい施設整備となるよう事務を進めてまいります。

次に、火葬場のバリアフリー化に関するお尋ねについて申し上げます。

釣山斎苑及び千厩斎苑のバリアフリー化の状況については、足腰が弱い利用者への配慮として、管内での貸し出し用の車椅子の配置や多目的トイレの設置のほか、告別ホールと周辺スペースの段差をなくすなど、どなたでも利用しやすい施設となるよう努めているところであります。

また、収骨までの間、御利用いただくケースが多いのが待合室でございますが、こちらについては釣山斎苑、千厩斎苑ともに畳の部屋となっております。靴を脱いで利用していただくことから、両施設とも部屋の入り口に手すりを設置しておりますほか、室内には簡易椅子を10脚ほど備えてございます。

なお、釣山斎苑及び千厩斎苑におけるさらなるバリアフリー化に向けた具体的な整備計画は、現時点では策定はしていないところでございます。

そこで、火葬場の利用者の声についてでございますが、畳敷きの部屋である待合室を御利用いただいた方々からは、予備の椅子はないかというような問合せを受け、空いている待合室の椅子を利用いただくようなことはございましたが、さらに待合室をフローリングにしてほしいといったような具体的な意見や要望については、私どもとしては直接いただいているところではございません。

なお、待合室の利用が困難な方に対しましては、フローリングに椅子が配置してある待合ホールのほうで収骨までの時間を過ごしていただいているものと、このように承知してございます。

次に、社会情勢の変化に応じた待合室の整備に関するお尋ねについてでございます。

高齢化が進む中、足腰が弱い利用者の利便性を考慮することは当然必要であると考えております。現在、畳敷きとなっている待合室については、まずは簡易椅子を増やすなどの対応をしてみたいと考えており、さらに例えば畳のままではありますが、椅子、テーブルを置く方法など、具体的な対策についても検討してみたいと考えてございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） それでは、再質問をさせていただきます。

午前中で大体再質問が終わっているのかなという気がしますが、私からも少しだけお願いいたします。

今答弁いただきました。

最初に、廃棄物の処理場の関係ですが、調査していただいて交通量もあると。やはり話の中で出たのは、事故のときにどうするのかということで、取付道路があったにしても市道1本しかないということで、かなり心配されているようです。その辺は県、あるいは市と連携を図りながらお願いしたいと思いますが、今度は農業問題とか熱利用とか、様々周辺整備というのがこれから課題になってくると思うのです。

そこで、住民説明会とあわせながら施設の在り方の質問をいろいろ受けていると思うのですが、組合として市に対しての要望とか、あるいは連携を図るために様々な課がありますよね、そこの横の連携、そのような要望を出していく検討がなされているのかお伺いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 余熱活用などにつきましては、当組合でも施設のほうに余熱を提供する設備を設けるということで、それは組合の仕事ということで検討してみたいと思っておりますし、その施設から提供される熱をどう利用するかということを一関市のほうに検討していただいているところで、その提供する熱量がどうか、受け入れる側がどのような設備が必要か、その辺は非常に密接に関係するところでございますので、進め方につきましても組合と一関市と連携を取りながら、定期的な協議を持ちながら進めているという状況でございます。

議 長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） これから結構説明会の中で具体に出てくると思いますので、その辺はしっかりと不安のないような答弁ができるようお願いしたいと思います。

もう一つ、あわせてワークショップというか、ただの説明会だけではなくて、具体的に地域協働体を含めながら今の廃棄物の関係が必要と考えますけれども、その辺はまだ入り口の段階ですけれども、その辺を検討しているかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新処理施設につきましては、地元のほうで協議会という組織が立ち上がってございます。その中で余熱活用について地元のほうで検討、話し合いを持っているというようなことも伺ってございますが、いずれ、その協議会との話の中でそういう機会も設けられればいいのかというようには考えてございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） よろしくお伺いいたします。

次に、北ノ沢の関係ですが、いろいろお話が出ました。

それで、ちょっと聞き漏らしたところがあったのですが、緑地帯の関係で午前中の何人かの議員が話しておりましたけれども、緑地帯の関係は処分場の整備と並行して整備を図っていくのか、ちょっと聞きそびれたので、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終処分場と緑地帯については、並行して事業を進めることは可能かというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） これがよくていいわけではないのですが、考え方でなかなか難しいところがあると思うのですが、住民説明会はやっていますけれども、地域協働体との意見交換とか、その辺は行われているのか、なかなか難しいところがあると思うのですが、広域行政組合としてね、地域協働体のほうに説明とか意見交換の場の申込みとか、そのような申入れとかの場の設定とか、そのような取組はなされていたのか、なされるのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明会におきましても、先ほど説明をさせていただいたところですが、地権者と周辺自治会説明会、対象者を限定しない住民説明会ということで周辺の自治会、3自治会を対象にした説明会というものも開催させていただいてございますし、その中でこちらからということもございますが、いずれ自治会なり地元のほうからの要望がございましたら対応したいということをお話をさせていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） 実は地域協働体だといろいろな団体があった中での地域協働ができていると、せっかくいい塊があるので、ここを使わないというのは疑問に思っておりまして質問させていただいたのですが、これはまだ始まりの段階なので、いろいろな問題が発生するので慎重になさっているのだと思いますけれども、そのように緑地帯と並行して整備が進むという段階で、やはり緑地帯の使い方としては地域住民もだと思っておりますが、千厩の発展ということをお話しているのだから、そうすると地域協働体をなくしてはいかげなものかと思っておりますが、その辺は地域協働体とワークショップではないけれども、意見交換というか、それが必要だと思っておりますが、どうお考えかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 地域協働体との協議なり進め方については、いずれ進め方の上での課題というように捉えてございます。どのような形でそのような地域協働体なりとの話し合いをしていったらいいかというあたりについても、今後の進め方の中でどういう位置づけで、どういう形でやっていたらいいかというようなところも検討しているというところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 難しいところがありますけれども、進めたほうがいいのではないかと考えますので、お願いいたします。

先ほど壇上でも言ったのですけれども、いわゆる住民説明会が行われていますと、様々な意見がありますと、私は様々な意見と言っているのですが、様々なような気がしないのです。いわゆる声なき声があるような気がします。これをどのように、午前中の討論でもありましたけれども、住民合意という言葉が使われています。そこで、住民合意の中で声なき声をどのように吸い上げて施設整備に反映させていくのか、この辺はどのようにお考えか、取り組まれていくのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 声なき声ということで、確かに説明会などを開催し、参加いただいている方の声というのは直接お伺いしているわけですが、参加されていない方の声ということについてはなかなか直接お伺いする機会がないというのが実態でございます。これからも直接説明をしていくということは大変重要だと思いますので、そういう説明会というスタンスは変えずに多くの方から意見をいただけるような方策、どのようなものがあるかということについても考えていきたいというように考えてございます。今後、計画策定などある場合にはパブリックコメントなど、説明会によらず意見を頂戴できる機会なども設けたいということも考えてございすし、そのようなことも踏まえながら、なるべく多く御意見をいただけるような形で進めていければいいかというようには考えてございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） もう一つ欲しかったのですが、私から言います。

今回、説明会でちょっと変わった取組がありましたね。御紹介をお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回からの説明会で、なかなか発言できなかったというような方もいらっしゃるかと思われましたので、参加された方に意見書を書いていただきたいということで全員に配布をし、御意見をいただくというような取組を行ったところでございます。そのようなお話をいただいたからでございますが、そのような手段も、なかなかみんなの前では発言しづらいというような方に対しては意見を頂戴する手法としてはいいのかということで取り組んだところでございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 私もあれは評価しているところで、なかなかあれは勇気もあるのだと思うのですが、一つの手法だと思います。やはり工夫しながら、来れない人は来れないけれども、何かのやり方をすればあのように意見をいただけるという、そのような仕方を進めることによって、様々な意見はあるのです。その辺をやはり進めていければいいのかと思います。

もう一つですが、今お話を聞く中で、答弁の中で安全安心、いわゆる安全というものは私は担

保されているような気がします。

その前に、今の北ノ沢の状況で保水状況をどう捉えておりますか、お聞きします。今の状況での大雨の保水状況、いいか悪いかで結構です。

質問を変えます。

保水状況は悪いと思います。いわゆる放棄地の状態なので、田んぼをつくってれば、田んぼは田んぼダムと言われるぐらいで保水能力はいいのです。だから、あそこは木も生い茂っているので保水能力はあるのだけれども、そういう保水能力の関係からして、いわゆる処分場を掘って、ため池をつくってという状況と対比で、ここのところはどのように捉えているか。大雨が降った状況で、今の施設を造ることによって幾らか緩和されるのか、今の状況を見ると大雨で被害があるのか、大体の想定をお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 具体的な試算というものはまだできておりませんが、この間、説明会でお示しした防災調整池の容量につきましては、過去30年間の最大の大雨が降った際にでも対応できるというような規模で想定しているという状況でございますので、大雨が降った際にもダム機能というところが働く状況になるのではないかと捉えております。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 私もそのように捉えておりますが、激しい雨が降ってくればそれは分かりません。大体の今の状況の雨ではクリアできるのではないかと私も思っています。

最後の質問ですが、先ほど管理者の答弁の中で安全は担保されていると私も捉えていますが、安全は担保されているのになぜかたくなにこのように反対が起きているのか、管理者としての思いをひとつ、難しい質問ですが、お願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） なぜ、こうした反対の声があるかです。私もそのところの明確なものは持っていないのですが、いわゆるよく言われるNIMBYというのですか、迷惑施設、必要性は認めるけれども自分のところはいやだというようなことがありますけれども、そうした中の一つなのかというような気もいたします。

なぜそのようなことを今申し上げるかという、実際に説明会においても、あるいはそのような方々からのお話の中でも、必要なことは認めると、ただ、ここではないというお話をいただきました。ここではないというのは、まさに今申し上げたNIMBYというようなことなのかというような推察をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 丁寧な説明を繰り返して形のあるものにしていただければいいのかなと思うところでございます。

それでは、次の火葬場の関係ですが、1点だけ質問させていただきます。

隣に宮城県登米市があります。登米市の祭場は、御承知だと思うのですが、あそこは市民からの要望を受けまして、改築のときのような気がします、待合室が、大きさは別としましても洋式で、椅子席となっているのです。フローリングで。洋式化が図られているのです。

急にそういうことをやってくれということではないのですが、おいおい新たな施設というか、施設の老朽化とか改修とか、そのようなことが年数とともに発生すると思うので、そのようなことを念頭に置きながら、火葬場のほうのフローリング化まではいきませんが、洋式化を進

める検討をなさってはいかがかと思うのですが、お伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 待合室につきましては、先ほど管理者のほうからもお答えをいたしました
が、フローリングとか大きく直すというのはすぐには難しいかと思いますが、現在の畳のまま、
椅子やテーブルを置く方法など、そのような形での対策というようなことについても検討してま
いりたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） 終わります。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 千葉信吉君の質問を終わります。

午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時15分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第5、報告第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩
手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増
減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について、申し
上げます。

本件は、岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散及び盛岡広域環境組合の設置に伴う岩手県市町
村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減並びに岩手県市町村総合事務組合同規約の一部
変更に関する協議について、管理者専決条例の規定により専決処分したので報告するものであり
ます。

議長（千田恭平君） 報告に対し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

議長（千田恭平君） 日程第6、議案第2号、一関地区広域行政組合個人情報保護等に関する条
例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第2号、一関地区広域行政組合個人情報保護等に関する条例の制定
について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体において
も適用されるため、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、同法に規定されていない死
者の情報の取扱い等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第2号、一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これまで個人情報保護制度については、国の行政機関は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、民間事業者は個人情報の保護に関する法律、以下、個人情報保護法と申し上げます。この法律により、地方公共団体においては各団体が個人情報保護条例を整備することにより、それぞれ異なる規律の下に取り扱ってまいりました。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度が個人情報保護法に一本化され、令和5年4月1日から地方公共団体に対しても個人情報保護法の規定が適用されることとなりました。

これに伴い、個人情報保護法の施行に係る事項や同法による保護の対象とされていない死者の情報の保護などについて、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、個人情報保護制度の根拠は、条例から個人情報保護法に変わるものでございますが、制度の基本的な考え方や取扱いについては、現在のものから変更はないものとなります。

議案の概要について、議案参考資料により説明を申し上げます。

参考資料の1ページをご覧ください。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものであり、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、同法による保護の対象とされていない死者の情報の取扱いなどに関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第7条までは、個人情報保護法の施行に関し、地方公共団体が条例において定める事項を規定するものです。

第2条は、条例で用いる実施機関、死者の情報、遺族等などの用語の定義について定めるものであります。

第3条は、実施機関は、個人情報の保有に当たり、利用する事務、利用目的などを管理者に届け出なければならないことを定めるものであり、個人情報の保護について現在の水準を維持するため、現在の取扱いを継続しようとするものであります。

第4条は、実施機関は、法の規定により利用目的以外の目的のため個人情報を利用するときは、当該個人情報の内容などを記録しなければならないことを定めるものであり、第3条と同様に現在の取扱いを継続しようとするものであります。

第5条は、実施機関は、法の規定により利用目的以外の目的のため個人情報を提供するときは、当該個人情報の内容などを記録しなければならないことを定めるものであり、これも現在の取扱いを継続するために規定するものとなります。

第6条は、実施機関は、ウェブサイトの閲覧履歴など、個人関連情報を提供するときは、当該個人関連情報の内容などを記録しなければならないことを定めるものであり、法の適正運用を図るため規定するものとなります。

第7条は、個人情報の開示請求に係る手数料の額を無料とすることを定め、また、この個人情報の開示を写しの交付により受ける者は、これに要する費用を負担しなければならないことを定めるものとなります。手数料の額及び写しの交付に要する費用の負担については、現在の取扱いから変更はございません。

第8条から第12条までは、死者の情報に係る規定となっております。死者の情報については、

これまでは一関地区広域行政組合個人情報保護条例において、個人情報として取り扱ってまいりました。個人情報保護法においては、個人情報は生存する個人に関する情報と定義されていることから、令和5年4月1日以降は個人情報とは別のものとして、個人情報保護法の適用は受けないものとなるため、引き続き個人情報と同じように保護を行うべきものとして、死者に関する情報の取扱いなどを規定しようとするものであります。

第8条は、死者の情報の適正な保有、利用、提供等については、個人情報保護法の規定の例によることを定めるものであり、法施行日以降も引き続き個人情報と同等に、適正に取り扱うこととするものであります。

第9条は、死者の遺族等は、死者の情報の開示請求をすることができることを、第10条は、死者の遺族等は、死者の情報の訂正請求をすることができることを、第11条は、死者の遺族等は、死者の情報の利用停止請求をすることができることをそれぞれ定めるものであります。

第12条は、死者の情報の開示請求等の手続は、個人情報の開示請求等に係る個人情報保護法の規定の例によることを定めるとともに、必要な書類、手数料の額を無料とすることなどを定めるものであります。

参考資料の2ページ目を御覧願います。

第13条は、実施機関は、開示決定などについて審査請求があったときは、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会に諮問しなければならないことなどを定めるものであり、個人情報、死者の情報ともに、これまでの取扱いを継続するため、規定を設けるものであります。

第14条は、個人情報保護制度の実施状況について、毎年度公表することを定めるものであり、これについても現在の取扱いを継続し、個人情報保護制度の透明性を引き続き保っていこうとするものであります。

第15条は、補則として、本条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることを定めるものとなります。

次に、附則についてでございますが、附則第1条は、本条例の施行日を法の施行日と同日の令和5年4月1日とするものであります。

附則第2条は、法の施行に伴い、一関地区広域行政組合個人情報保護条例を廃止するものであります。

附則第3条は、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の廃止に伴い、この条例に規定されていた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務などについて、経過措置を設けようとするものでございます。

附則第4条は、一関地区広域行政組合情報公開条例について、法及び本条例の規定に合わせ、実施機関及び個人情報の定義などを改めようとするものであります。

附則第5条は、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例について、法及び本条例の施行に伴い、設置の根拠を改めるとともに、個人情報の定義を改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第2号についての補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 日程第7、議案第3号、一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第3号、一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年などについて、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(千田恭平君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤正幸君) それでは、議案第3号、一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年などについて所要の改正をしようとするものです。

地方公務員法の改正の趣旨については、国家公務員法が改正され、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体の活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定める地方公務員につきましても、国家公務員と同様の措置を講ずるよう、地方公務員法が改正されたものでございます。

条例の主な改正内容については、任期の定めがない常勤一般職の職員の定年を令和5年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げること、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定め、原則として61歳に達する年度の当初に管理監督職以外の職に降任すること、61歳に達する年度から定年退職するまでの間の給料月額、原則として60歳に達する年度の年度末における給料月額の7割とすること、60歳に達した日以降で段階的に65歳まで引き上げられる定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制を導入すること、定年年齢を段階的に引き上げる期間中、定年から65歳に達する年度末までにある者を再任用する暫定再任用制度を設けることなどでございます。

それでは、議案書の新旧対照表を御覧願います。

左側が改正前、右側が改正後となり、改正部分にはアンダーラインを付してございます。

なお、条例の改正内容につきましては、議案第3号参考資料、一関地区広域行政組合職員の定年等に関する条例等の改正概要を用いて説明をさせていただきますので、参考資料を御覧いただきたいと思ひます。

まず、目次でございますが、これまでの定年に関する規定のほか、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制の規定が加わることから、目次を設けるものでございます。

次に、第1条の趣旨については、地方公務員法の改正により新たに条例に委任する事項として、定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任、管理監督職勤務上限年齢の特例が設けられたことによる参照先の追加及び定年による退職関係の引用条項を整理しようとするものです。

第3条の定年につきましては、先ほど申し上げましたとおり、職員の定年を65歳とするものです。

第4条の定年による退職の特例については、定年を迎えた職員の勤務延長に関する特例を定め、新たに設ける管理監督職勤務上限年齢制との関係から文言を整理するとともに、新たに勤務延長の上限を3年と定めたものでございます。

なお、管理監督職勤務上限年齢につきましては、管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、上限年齢に達した日の翌日から翌日以降における最初の4月1日までの間の異動期間に管理監督職以外の職への降任、または転任、以下、他の職への降任等と申し上げますが、これを行う制度でございます。

第6条以降については新たな規定となります。

まず、第6条の管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職については、管理職手当の支給対象である職、いわゆる管理職を指すものであり、これを管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職と定めております。

第7条、管理監督職勤務上限年齢については、年齢を60年、いわゆる60歳を管理監督職勤務上限年齢として規定しております。

2ページの第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準については、人事評価等に基づき適性を有すると認められる職に降任すること、人事計画等を考慮した上で、できる限り上位の職に降任することなどを定めております。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例につきましては、公務の運営に著しい支障が生じる場合に、60歳到達年度の年度末に就いていた職を最長3年まで延長させることができることを、また、管理監督職の降任によって生じる欠員を容易に補充することのできない年齢構成であることなどの事情がある場合に、類似する管理監督職を管理監督職群として規定し、定年までの必要な期間、これに就かせることができることをそれぞれ特例として規定しております。

第10条、異動期間の延長等に係る職員の同意については、第9条の管理監督職勤務上限年齢の特例を適用する際に、あらかじめ対象職員から同意を得る必要があることを定めております。

第11条の異動期間の延長事由が消滅した場合の措置については、管理監督職勤務上限年齢の特例を適用する事由が消滅したときは、他の職へ降任等をするを定めております。

第12条については、新たに設ける定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めております。

第13条については、雑則として、実施に関し必要な事項を規則に委任する規定でございます。

制定附則第4項につきましては、59歳に達する年度の職員への情報提供及び意思確認に関して

定めております。

次に、3ページの改正附則についてでございますが、第1条については、条例の施行期日を令和5年4月1日としようとするものであり、ただし書きについては、改正附則第10条の、令和3年改正地方公務員法で定める定年延長に係る情報提供及び意思確認に係る条例で定める年齢の規定について、年齢を60年とし、公布の日から施行するものでございます。

この情報提供及び意思確認については、当分の間、条例で定める年齢、60歳でございますが、これに達する日の属する年度の前の年度において、当該職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用等の必要な情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

第2条については、定年延長制度の導入に伴い、60歳以降の再任用について定めた従来の一関地区広域行政組合の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

第3条については、改正前の条例によって勤務延長された職員の取扱いを規定するものですが、現時点では対象者はございません。

第4条については、改正前に任用された再任用職員及び定年年齢が段階的に引き上げられる経過措置期間中に定年を迎える職員を、65歳まで常勤の暫定再任用職員として任用するための要件等を定めたものでございます。

第5条については、第3条と同様の規定であります。第3条が常勤の暫定再任用を規定しているのに対しまして、第5条では短時間勤務の暫定再任用を規定しているものでございます。

第6条から第8条については、地方公務員法の一部を改正する法律の附則において経過措置として定める暫定再任用及び定年前再任用に係る昇任、降任、または転任の制限に係る対象職員について、法の委任を受けた事項について定めるものでございます。

第9条については、暫定再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員への任用並びに定年前再任用短時間勤務職員から暫定再任用職員への移行時における昇任、降任及び転任について制限するものでございます。

第10条につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和3年改正地方公務員法で定める定年延長に係る情報提供及び意思確認に係る年齢を60年とする旨を条例で定めるものでございます。

以上で議案第3号についての補足説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第8、議案第4号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第4号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設整備事業費の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1 ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正額は5,339万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,794万6,000円といたしました。

2 ページを御覧願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、衛生費5,339万1,000円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、分担金及び負担金3,559万4,000円、国庫支出金1,779万7,000円を減額いたしました。

3 ページとなります。

第2表、継続費補正につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業及び一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、事業費の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

4 ページを御覧願います。

第3表、繰越明許費につきましては、ごみ焼却施設管理事業、リサイクルプラザ管理事業、リサイクル施設管理事業及び一般廃棄物処理施設整備事業について、繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第4号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の7ページをお開き願います。

3款3項6目施設整備費の一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、事業の進捗状況及びスケジュールの見直しにより令和4年度予算に不用額が生じる見込みであることから、減額をするものでございます。

次に、歳入につきましては6ページとなりますが、1款2項負担金及び3款1項国庫補助金につきましては、説明いたしました歳出に係るものでございます。

次に、予算書の3ページを御覧願います。

第2表、継続費補正でありますが、3款3項、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業につきましては、事業者選定支援業務のスケジュールの見直しにより、発注時期を変更したことにより継続費の総額及び年割額の変更を、また、一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業につきましては、生活環境影響調査業務等の発注時期の変更により、継続費

の総額及び年割額の変更をしようとするものでございます。

予算書の4ページを御覧願います。

第3表、繰越明許費であります。3款3項、ごみ焼却施設管理事業、リサイクルプラザ管理事業及びリサイクル施設管理事業につきましては、機械設備の工事に使用する電気機械器具について、半導体などの需給が世界的に逼迫している影響を受け、年度内の入手が困難となっていること、また、一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画策定支援業務委託について、計画内容の協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難となっておりますことから、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第9、議案第5号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第10、議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第5号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページを御覧願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を27億4,940万円と定めようとするものであります。

4ページを御覧願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費224万1,000円、総務費5,486万5,000円、衛生費26億7,188万8,000円、公債費1,040万6,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金23億2,247万7,000円、使用料及び手数料1億7,563万1,000円、国庫支出金7,442万8,000円、財産収入592万8,000円、寄附金1,000円、繰入金1億4,000万円、繰越金1,000円、諸収入3,093万4,000円を見込みました。

また、戻りまして1ページとなります。

一時借入金の借入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページを御覧願います。

議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を165億7,673万円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,184万円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9ページ、10ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして、5ページとなります。

一時借入金の借入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第5号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

歳出につきましては予算の概要で、歳入については予算書でそれぞれ一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の13ページをお開き願います。

一番下になりますが、3款1項1目衛生総務費につきましては、おおむね5年ごとに改訂することとしており、前回の改訂から5年が経過する一般廃棄物処理基本計画を改訂しようとするものでございます。

14ページを御覧願います。

上から2つ目になりますが、3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものでございます。

一番下になりますが、一般廃棄物処理施設等整備理解促進事業費につきましては、エネルギー回収一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場整備に対する理解の促進のため、住民説明会などを実施するものでございます。

15ページとなりますが、一番上となります。3款2項1目、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修を実施するものでございます。

3款3項1目、上から4つ目になります。一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、その下となりますが、リサイクルプラザ管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、中央監視システム更新などを実施するものでございます。

16ページとなりますが、3款3項2目、下から2つ目になります。大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、その下のリサイクル施設管理費につきましては、整備計画により燃焼設備等整備、受入供給設備整備などを実施するものでございます。

18ページを御覧願います。

3款3項6目、一番上になりますが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備費であり、環境影響評価、造成設計、路線測量などを実施するものでございます。

その下となりますが、3款3項6目、一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場の整備費であり、生活環境影響調査、実施設計などを実施するものでございます。

次に、中頃になりますが、3款4項1目一関清掃センター費及び一番下になりますが、2目の川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の前処理機の整備や高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出でありますが、予算の概要の19ページを御覧願います。

下から2つ目の1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書作成料などを見込んだものでございます。

その次の2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方が利用したサービスに対する給付であります。

20ページを御覧願います。

一番上の2款1項2目、介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が利用したサービスに対する給付であります。

その次の3目、審査支払手数料は、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払い業務に対する国民健康保険団体連合会への手数料であります。

その次の4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

その次の5目、高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

その次の6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

その次の3款1項1目、介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、要支援1及び2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付であります。

21ページとなりますが、一番上の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち訪問型サービス事業と通所型サービス事業の一部、一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

一番下の3款2項1目、包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものであります。

22ページを御覧願います。

任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定の歳出でございますが、予算の概要の23ページを御覧願います。

1款1項1目、介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,066件、居宅介護支援事業所への委託として4,852件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものでございます。

次に、一般会計の予算の歳入でございますが、予算書の12、13ページを御覧願います。

1款1項分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものであります。

2項負担金につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割となっております。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比でございますが、一関市が21億6,942万円で93.41%、平泉町が1億5,305万7,000円で6.59%であります。

次に、14ページ、15ページを御覧願います。

3款1項国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射能濃度測定に対する補助金及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設などの整備に対する補助金でございます。

3款2項委託金につきましては、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金でございます。

16ページ、17ページを御覧願います。

6款1項基金繰入金につきましては、財政調整基金の取崩しでございます。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入でございますが、予算書の49ページを御覧願います。

1款保険料につきましては、65歳以上の被保険者数の減少などのため減額と見込んでいるところでございます。

2款分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものでございます。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比でございますが、一関市が23億6,433万円で94%、平泉町が1億5,096万8,000円で6%という割合になってございます。

50ページをお開き願います。

4款国庫支出金から52ページ、6款県支出金までは、介護給付費などに係る国県支出金と支払基金交付金であります。

53ページとなりますが、8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取崩しでございます。

次に、サービス勘定の歳入でございますが、予算書の76ページを御覧願います。

1款サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入であり、介護予防ケアプラン作成7,026件、前年度比で88件の減と見込んだところでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑、答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は、回数の制限は設けませんが、質疑にあっては答弁時間を考慮され質疑されるよう願います。

9番、岩淵優君。

- 9番（岩淵優君） 私のほうからは、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算、議案第5号でございますが、まず最初に、3款2項1目の火葬場管理費であります。前年度対比で減額となっておりますが、燃料、電気代などの物価高騰への対応はどのような形で反映されているのか伺います。

同じく、議案第5号の3款3項1目であります。一関清掃センター費のごみ収集運搬事業費であります。小型家電収集運搬委託料につきまして、昨年度と同様の予算であります。令和5年度施策の方針がありましたが、その方針がどのような形で反映されているのか伺います。

それから、議案第6号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算の3款2項1目であります。包括的支援等事業費の会計年度任用職員、この中の生活支援コーディネーターの令和5年度の重点取組について、どのようなものがあるのかお伺いします。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、まず、火葬場管理費についてでございますが、令和4年度予算額に対しまして令和5年度予算額が減額になっている要因でございますが、年度計画を立て実施しております火葬炉設備補修工事に係る工事請負費の減額によるものとなっております。

また、燃料費、電気代などの変動分の対応については、当初予算の中では物価高騰分は見込んでいないところでありますが、現在、釣山斎苑及び千厩斎苑の2つの火葬場におきましては、5年間を単位とする指定管理者制度を導入してございます。

火葬場の指定管理料につきましては、毎年度当初に年度協定を締結し、指定管理料を定め、年度末に火葬の実績や燃料費の価格動向などに応じて指定管理料を変更し、指定管理者に支払うこととしていることから、年度末に指定管理料に反映される仕組みとなっております。

次に、ごみ収集運搬事業費でございます。小型家電回収の取組内容につきましては、本事業は資源化が可能な使用済みの小型家電を、管内の公共施設46か所に設置しております使用済み小型家電回収ボックスから定期的に回収する拠点回収と、一関清掃センター、大東清掃センターへ搬入された不燃ごみ、粗大ごみから抽出するピックアップ回収、この2通りの方法で回収し、委託業者において資源化する取組でございます。

収集実績については、令和2年度が35.45トン、令和3年度が37.37トンとなっており、従来、不燃ごみとして排出されていた使用済み小型家電の資源化が図られているところでございます。

予算額といたしましては令和4年度と同額ではありますが、令和5年度の取組といたしましては、これまでに引き続き広報紙やチラシなどにより使用済み小型家電の拠点回収、資源化の啓発活動に努めるとともに、現在、小型家電回収で回収対象としていない品目についても、回収対象品目として資源化が図られるようにするための検討を行う予定としてございます。

次に、会計年度任用職員給与費でございます。生活支援コーディネーターの重点取組ということですが、まず、生活支援コーディネーターは、地域を訪問し、住民主体の助け合い活動などの生活支援体制の仕組みづくりや、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成や地域資源の発掘を行い、地域課題解決のための活動や機能が効果的につながるよう、コーディネートを行

うことを活動目的としているものでございます。

令和5年度の具体的な取組といたしましては、体操、運動、レクリエーションなどを住民主体で行う通所型サービスBや、一般介護予防通所型サービスの実施を希望する団体に対しまして、事業の立ち上げに係る支援を行うこと、民生委員・児童委員協議会の定例会、あるいはまちづくり組織の会議などに出向きまして、地域課題の掘り起こしと解決への助言、地域資源の発掘と住民主体サービスへの結びつけを行うこと、特に地域包括ケアシステム構築のため、住民による話し合いの場をつくり、その中で地域課題の掘り起こしと解決方法を検討すること、これらに重点的に取り組むこととしているところでございます。

議 長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） それでは、再質疑をさせていただきます。

最初に、火葬場管理費であります。残骨灰からの収益が年間約100万円程度と伺っておりますけれども、その収益はどのように処理されているのかお伺いします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 火葬の過程で収骨後に残される骨や灰などの、いわゆる残骨灰の処理につきましてですが、遺族の心情を十分に尊重いたしまして、残骨灰の分別及び処理を適正に行うことができる業者に処理を委託し、定期的に残骨灰の引渡しを行っているところであり、残骨灰には骨や灰のほか微量の金属類が含まれているところでございます。

残骨灰の処理業務の内容でございますが、火葬場から発生する残骨灰を搬出、運搬すること、残骨灰を残骨と金属類などの有価物などへ適正に分別すること、残骨を納骨堂等に合祀し、個人の尊厳及び遺族の心情に十分配慮し丁寧に供養すること、有価物の買取りとしているところでございます。

有価物として抽出された金属類の売渡し実績でございますが、令和2年度が119万9,000円、令和3年度が121万円となっております。

この収益の精算方法でございますが、指定管理者と残骨灰処理の委託を受けた業者との間で、残骨灰に含まれている有価物の時価評価相当額を年度末に指定管理者に返還する契約をさせていただいております。その結果、時価評価相当額として指定管理者の収入となった額と同額を当該年度の指定管理料から減額する仕組みとしているところでございます。

議 長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） それでは、続きまして、ごみ収集運搬事業費であります。予算額が100万4,000円となっておりますけれども、令和5年度として全体の回収量及びその中で資源化できる量とその売上げ見込みをどのように見ているのかお伺いします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 小型家電回収に関しましては、ほぼ同額というような状況になっているところでございます。

議 長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） それでは、最後に、生活支援コーディネーターに関するところでありますが、毎年度10月に一関市が調査しております在宅高齢者実態調査結果というのが公表されておりますけれども、このデータ等を含めて、また、普段からの活動を見たときに、令和5年度、先ほどの1回目の答弁の中に仕組みづくりというお話がありましたけれども、令和5年度で新たに水平展開するようなそういう仕組みというものがあるのかなのか、その辺についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 在宅高齢者実態調査の活用ということでございますが、新たな展開ということではなくて、現在考えておりますのは、この調査結果を踏まえまして、生活コーディネーターの方がこの調査結果をいきいき百歳体操を中心とした運動を行う週イチ倶楽部のサポーター養成講座や地域の支え合い活動の説明会などの中で紹介をいたしまして、在宅高齢者の現状を理解していただくとともに、介護予防や日々の暮らしを地域全体で支え合うことの必要性の理解につなげていきたいと、そのような形で持っていきたいというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 終わります。

議長（千田恭平君） 岩渕優君の質疑を終わります。

11番、佐々木久助君。

11番（佐々木久助君） 私のほうからは、議案第5号、一般会計、予算の概要の13ページですが、3款1項1目衛生総務費の中の新規事業であります一般廃棄物処理基本計画策定業務510万円の予算計上がございますが、この内容についてと、この510万円は外部発注という委託になるのかという中身についてお示しをいただきたいと思っております。

次に、議案第6号、令和5年度介護保険特別会計予算についてであります。予算の概要は19ページでございますが、1款1項1目の総務管理費、マイナンバー事業費という項目がありますが、この説明文に制度の運用に伴いというような表現がございますが、具体的介護事業の中での利用の姿をお示しいただきたいと思っております。

次に、2款1項1目介護サービス費についてであります。この財源内訳を見ますと、国県の支出金、それから一般財源の詳細がございますが、この負担の割合という制度の中身についての説明、要するに根拠ですが、そのようなものと、その他の予算計上がございますが、その他とはどういう中身のことを指しているのかをお伺いします。

次に、20ページ、2款1項4目の高額介護等サービス費についてであります。利用者負担額が限度額を超えた分の給付費の計上でございます。これの積算方法はどのような形で予算を組み立てるのかの内訳について説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、まず、衛生総務費についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村が当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされているものであり、環境省で定めているごみ処理基本計画策定指針において、一般廃棄物処理基本計画は目標年次をおおむね10年から15年先に置き、おおむね5年ごとに改訂するものとされております。

現在の一般廃棄物処理基本計画は平成26年に策定し、目標年次を令和10年としているものでございます。前回の改訂が平成31年3月でありましたことから、5年を経過する令和6年3月を改訂時期として計画を見直すという内容でございます。

計画の内容につきましては、廃棄物処理の現状を分析し、関係法令や国等の関連計画の改正内容や構成市町の計画との整合を図りながら、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な項目を定めるものであり、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的

事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項について、具体的な数値目標や必要な取り組みを定め、見直すものとしてございます。

一般廃棄物処理移設基本計画策定業務に係る予算の内訳は委託料でございますが、専門的、技術的見地から策定業務に携わる人件費及び諸経費でございます。具体的な業務といたしましては、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画の策定、パブリックコメントに対する資料作成等に関する支援、組合廃棄物処理懇話会開催に関する支援などを予定しているところでございます。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定業務の外部発注ということでございますが、本計画は、当組合の持つデータの分析並びに現在の排出量を基に将来の排出量を予測するといった業務であり、改訂作業に当たっては高い精度が求められるものでございます。そのため、専門的見地から現状把握や将来予測を適切に行い、計画を組み立てることが必要であることから、廃棄物に関する法令や制度に精通し、業務を滞りなく遂行できる業者に委託することを想定しているところでございます。

続きまして、マイナンバー事業費についてでございますが、介護保険分野ではマイナンバーを利用した情報連携といたしまして、例えば転入者の介護保険料を決定する際に転入前の自治体から地方税関係の情報を照会したり、転入後の要介護認定のために転入前の自治体における要介護認定の状況に係る情報が必要なときなど、マイナンバー情報提供ネットワークシステムを利用しておりまして、その運用のために必要なネットワーク回線やネットワーク機器の使用料、セキュリティ維持や保守業務に係る委託料について、例年予算措置をしているものであり、住民によるマイナンバーカードの活用に係る費用は含まれていないものでございます。

次に、介護サービス費についてでございますが、介護保険事業の財源内訳につきましては、国、県、市町村の公費負担が50%、被保険者の保険料が50%となっております。介護保険給付に要する費用に対する国、県、市町村それぞれの負担割合は介護保険法で定められておりまして、国の負担割合は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものが15%、それ以外のものが20%、これらに加え調整交付金として介護給付及び予防給付に要する費用の5%相当となっております。

県の負担割合は、介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものが17.5%、それ以外のものが12.5%であり、市町村の負担割合は12.5%となっております。

その次の、その他の財源のお尋ねがございましたが、こちらにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者から徴収する納付金を充てる社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、これの負担割合は27%となっているものでございます。

次に、高額介護等サービス費についてでございますが、令和5年度の高額介護等サービス費の保険給付費の積算方法につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画におきまして、構成市町の人口ビジョンを勘案した年齢層別人口の推計などから推計した保険給付見込額を基に、令和3年度の保険給付の決算額と令和4年度の決算見込額から保険給付費の伸び率を見込み、積算をしているところでございます。

なお、第8期の介護保険事業計画における保険給付費の推移は、介護ニーズの高い後期高齢者、中でも80歳以上の高齢者の増加によりサービス利用が増加することから、今後も増加するものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 11番、佐々木久助君。

11 番（佐々木久助君） 議案第5号、廃棄物の処理計画についてであります。今、説明いただきました専門性と次の将来計画のデータ処理というところがポイントになるように説明をいただきました。発生量やごみの種類等、これから整備します新処理施設等との絡みがあるかと思いますが、量及び種類等の基本的なデータの基の項目と申しますか、こういうものはあるのかどうか、例えば人口動向だったり、現在の消費生活社会の中で出てくるごみの再資源化等、いろいろな要素があるかと思いますが、計画策定に当たって基本事項、こういうものが今後のポイントになるのではないかと申すところをお示しいただきたいというように申します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、この一般廃棄物処理基本計画の中で将来の排出量を予測するという事でお話をさせていただきます。一般質問でもございましたが、新しい施設での規模を検討する際に、その処理排出量、将来的な排出量についても改めて検討するというような答弁をさせていただいてございますが、いずれ、この計画との整合性を図りながら、数字については、排出量の予測というものはこの計画と併せて進めていくということにさせていただきますし、予測に当たっては、人口推計については構成市町で現在持っております人口ビジョンなどを参考にいたしますし、ごみの排出ということで、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、そういうことで分別して出しているという数字も持っております。また、今後想定される取組を踏まえた中で、どの程度の影響があるかというあたりにつきましては、専門的な知識を有する方に委託をすることと申させていただきますが、そういう方の知見などを踏まえながら見込んでいくというような形になるかと考えております。

議長（千田恭平君） 11番、佐々木久助君。

11 番（佐々木久助君） 次に、介護保険特別会計の総務管理費、マイナンバー事業費の説明をいただきました。具体的利用の姿を先ほど説明いただきましたが、こういう確認事務のマイナンバーを使つての確認の敏速化と申しますか、そういうときの機器類の整備状況というのは、それぞれの介護施設等で確認業務を行っていくのか、市の福祉課の担当部署の中でこのような確認業務を行っていくのか、その端末機の整備というのがどのように連動して進んでいるのかを確認したいと申します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） マイナンバーの情報利用につきましては、広域行政組合の介護保険課のほうで確認をさせていただきます。介護保険料を決定する際に転入前の自治体の税情報とか、その辺につきましては組合のほうで確認をし、決定するという事での情報で活用をさせていただくというような内容でございます。

議長（千田恭平君） 佐々木久助君の質疑を終わります。

佐藤事務局長より発言訂正の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど私のほうから令和5年度の介護保険特別会計の予算の補足説明におきまして、介護予防ケアプランの作成件数を直営分として2,066件と申し上げましたが、正しくは2,174件でございましたので、訂正をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 次に、8番、那須勇君。

8 番（那須勇君） それでは、私からは、議案第5号でございます。令和5年度一関地区広域行政組合の一般会計予算につきまして、予算の概要で質問させていただきます。

3点ございます。

予算の概要の14ページでございますが、3款1項1目衛生総務費の中の環境教育費6万7,000円の予算でございますが、これにつきましてはリサイクル教室の開催等についてという内容でございます。その中のリサイクル教室の対象者について、それからリサイクル教室の内容についてお伺いをいたします。そして、対象施設ということですが、どこを予定しているのか、小中学校の単位の開催予定についてお伺いをいたします。環境教育という予算項目でありますので、環境学習についての取組についてお考えがあればお伺いをいたします。

次に、予算の概要15ページになりますが、3款3項1目一関清掃センター費の中のごみ焼却施設管理費でございます。焼却灰の資源化事業について、3,787万9,000円の予算となっておりますが、この事業の内容についてお伺いをいたします。そして、焼却灰が資源となる流れ、これについてもお伺いをいたします。また、令和5年度、焼却灰と資源化となる数量、どのような数量、見込みとなる数量でございますが、お伺いをいたします。

いずれ、この事業につきましては、昨年の決算の中でも質疑、質問、答弁がありましたが、その内容につきましては、平成30年度からの焼却灰の総量、そして資源化した量についての答弁をいただいております。いずれ、毎年度、焼却灰の総量は減ってはいるが、資源化した量は増えているというような実績での傾向があるということではございましたが、昨年度決算につきましては3,246万9,000円と今年度の予算500万円ほど増しておりますが、資源化できる量というのが増えていくという見込みで今年度の予算500万円の増ということになった中での予算計上かどうかという点も併せまして、御答弁をお願いしたいと思います。

3点目でございます。

予算の概要16ページの3款3項2目大東清掃センター費の中のごみ焼却施設管理費でございます。定期整備工事につきまして2億3,000万円の予算となっております。これにつきましては、施設設備の整備計画による定期整備工事ということですが、この工事の内容について詳しくお話をいただきたいと思っておりますし、この工事ですが、法定に基づく定期整備ではないのかどうかという点、法定に基づくとすれば、何年周期での点検となる中での定期整備工事なのかという点についてお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、環境教育費についてでございますが、リサイクル教室につきましては、組合が開催しておりますリサイクル教室は一関清掃センターを会場としております。管内住民を対象に月1回のリサイクル工芸教室と、管内の小学生とその保護者を対象に夏休み期間中に開催している夏休み親子リサイクル工作教室の2つがございまして、令和5年度においても同様の内容で実施する予定でございます。

リサイクル教室の内容についてでございますが、リサイクル工芸教室は、家庭で使用しなくなった衣類や布などを活用し、参加者が各自持ち帰って利用できる再生品をつくることにより、リサイクルの大切さを学んでいただける内容としております。

また、夏休み親子リサイクル工作教室は、紙やペットボトルなどを使用しておもちゃをつくるリサイクル体験を通じまして、資源の大切さやリサイクルの必要性を学んでいただける内容としていただいております。

また、リサイクル教室の開催場所につきましては、引き続き一関清掃センターのリサイクルプ

ラザを会場に実施することを想定しているところでございます。

リサイクル教室の学校単位の開催でございますけれども、学校単位での開催を考えた場合、一般的に20人を超える人数での開催となることが想定されるところであります。そのような大人数での開催では指導の目が行き届かないなどの理由により、予定はしていないところでございますが、学校からの要望により、1回の開催で20人程度を目安としてであれば開催は可能というように考えてございます。

続きまして、環境学習ということでございますが、組合では環境学習の取組としてリサイクル教室のほか、清掃センターの施設見学の受入れを行っているところでございます。いずれにおきましても、ごみの処理や資源リサイクルへの取組について、実際に見聞きし体験してもらうことで、ごみ問題に対する意識の向上と分別することの大切さへの理解が深まり、ごみの資源化への効果が期待でき、最終的にはごみの減量化につながっていくものというように期待しているところでございます。

続きまして、ごみ焼却施設管理費でございます。焼却灰資源化事業につきましては、一関清掃センターのごみ焼却施設から排出される焼却灰の一部を資源化することによる廃棄物の減量化と埋立処分量を減らすことによる最終処分場の延命化を目的に、平成30年度から管外のセメント生産工場にセメントの原料として資源化処理を行っているものでございます。

焼却灰が資源となるまでの流れについてでございますが、焼却灰にはセメントの主な構成成分であります酸化カルシウム、二酸化ケイ素、酸化アルミニウムが多く含まれており、セメント原料として活用ができることから、主要なセメント原料である粘土の代替品目として活用されているものでございます。

一関清掃センターから工場に搬入された焼却灰は、他のセメント原料とともに粉砕、乾燥、混合され、1,450度の高温で燃焼された後、冷却することでクリンカと呼ばれるセメントの中間製品となります。このクリンカにセメントの硬化速度を調整する役割を果たす石膏を加え、細かい粉末になるまで粉砕することでセメントが完成するものでございます。

焼却灰の発生量と資源化する焼却灰の量でございますが、焼却灰資源化事業の実績につきましては、令和3年度は焼却灰発生量2,456.07トンのうち974.17トン、割合にすると39.66%になりますが、これを資源化しております。令和4年度は2月末現在になりますが、焼却灰発生量が2,257.64トンのうち818.95トン、割合にしますと35.99%でございます。3月末では1,000トン弱の資源化を見込んでいるところであります。

令和5年度の焼却灰発生量は2,400トン程度を見込んでおりまして、資源化する焼却灰につきましては、令和4年度までと同様に約1,000トンを見込んでいるところでございます。

お尋ねのありました費用につきましては、処理量につきましては同程度を見込んでおりますが、処理費用が高騰しているということで全体の事業費の増額ということになっている状況でございます。

続きまして、大東清掃センターの定期整備工事についてでございますが、令和5年度の工事内容は、燃焼設備等整備では焼却炉内の耐火物、高温に耐えられる材料のところでございますが、これの補修工事を行う予定としておりますし、受入供給設備整備ではごみ投入のクレーンの部品交換などを、灰出設備整備では焼却に伴い発生する煤じんや飛灰に含まれるダイオキシンを除去する装置の部品交換や、回収した飛灰の搬出装置の腐食補修と交換が必要な部品の交換を予定してございます。そのほか、排ガス設備整備として、焼却する際に必要な熱を回収するための空気

予熱器の伝熱管更新も含めた定期整備工事の内容となっているところでございます。

このうち、法令に基づく工事につきましては、受入供給設備整備に係るごみ投入クレーンの定期整備工事でございます。計量法による法定検査を含めた定期整備工事を行っているところでございます。これについては毎年行っている工事となっております。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 再質問は1点でございますが、資源化の部分で焼却灰の資源化事業について、決算額から500万円増えた理由ということで資源化する量が増えたのかということで御質問したのですが、いずれ処理費用の高騰によってということの御答弁をいただきました。いずれ、資源化できる量という表現でよろしいのでしょうか、処理場、新処理施設ができるまでの間というのは、今年度も含め来年度以降も処理施設ができるまでの今の状態での現況での資源化できる量というのは約1,000トンというお話がありましたが、これにつきましても令和5年度以降、令和6年度以降、令和7年度以降といえますか、大体これぐらいの量なのかをひとつ、確認させていただきます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 資源化する焼却灰の量でございますけれども、今後も引き続き実施していきたいというようには考えてございますが、受入業者のほうで受入容量がまず1,000トンまでというか、おおむね1,000トン程度というような申入れをされてございますことから、その数量ということで毎年度計画しているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第11、発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

沼倉議会運営委員長。

議会運営委員長（沼倉憲二君） 発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、議会運営委員会委員長の沼倉憲二であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方議会が同法の適用から除外されたことから、個人情報の保護に関する一関地区広域行政組合議会としての自立的な措置を講じるため、個人情報の正確な取扱い等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

条例の目的についてでございますが、第1条のとおり、この条例は、一関地区広域行政組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とするものであります。

条例の内容でございますが、ただいま申し上げました目的に従いまして、個人情報等の取扱い、保有個人情報の開示、訂正、利用停止及び審査請求等の手続、罰則等について定めるものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上であります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

発委第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第52回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は令和5年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案につきまして、令和5年度当初予算として関連議案とともに御承認いただいたところでございます。

衷心より感謝を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えてお

ります。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、第52回定例会の閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

議長（千田恭平君） 第52回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されたところでありますが、終始慎重かつ活発な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。

これもひとえに、議員各位の御協力と管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策の推進方針の表明がなされたところであります。

衛生事務については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組などについて方針が示されたところであります。安全安心を最優先とした取組をお願いするとともに、地域住民や地権者の皆様から御協力をいただけるよう、信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるようお願いするものであります。

介護保険事務については、介護を必要とする高齢者が増加する中であっても、持続的な事業運営に努め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、着実に取り組みを進めていただくことをお願いいたします。

また、本日の一般質問及び議案質疑において、各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、さらなる充実強化を図られますようお願いいたします。

当議会といたしましても、今後も引き続き一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、執行部とともに力を尽くしてまいり所存でありますので、住民の皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第52回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後4時56分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 猪 股 晃

一関地区広域行政組合議会議員 門 馬 功